

俳優のための 契約レッスン



配給・ エージェント との契約レッスン



ガイドブック



主催：文化庁（令和6年度「芸術家等実務研修会」）
事務局・企画・運営：一般社団法人Japanese Film Project



目次

- 04 はじめに
- 05 この冊子について
- 06 なぜ適正な契約関係が必要なのか？
- 08 フリーランス法について
- 11 映画における著作権
- 12 契約締結までのワークフロー
- 14 契約書ひな型例の使い方
- 16 俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例
- 37 配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例
- 48 映画の上映に関する契約書ひな型例
- 58 全ての契約に関する事項
- 60 【海外コラム】韓国とフランスの映画業界契約事情



はじめに

渡された契約書に納得できないけど、
どう交渉したら良いか分からない

契約書って難しく、
よく分からない

そもそも契約書がどういう仕組みで、
何ができて、何ができないのか知りたい

これらの声にお応えし、映画業界に関わる方々のために、
契約に関する様々なコンテンツを作成しました！

これまで俳優、監督、映画スタッフ等を含めた文化芸術関係者には、業務内容や報酬等が十分に明示されずに、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況がありました。このことをふまえ、文化庁では「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」（以下、「文化庁ガイドライン」）を2022年7月に公表し（2024年10月に改訂）、その実効性確保の観点から「芸術家等実務研修会」事業を実施しています。

また、2024年11月より、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（このテキストでは「フリーランス法」と呼びます。）が施行されました。発注者は、俳優・監督・スタッフ等に業務委託をした場合、直ちに、業務内容、報酬額、支払期日その他の事項を、書面または電磁的方法で明示しなければ、フリーランス法違反となってしまいます。発注者と受注者に、正しい知識がなければ、内容の分からない書類に印鑑を押すだけになってしまい、正しい契約や交渉はできません。契約交渉の際に、本事業のコンテンツをぜひご活用ください！

本事業は令和6年度文化庁委託事業「芸術家等実務研修会」として、一般社団法人 Japanese Film Project が受託し、文化庁ガイドラインに基づいて、有識者の協力を得て実施しています。

監修 長澤哲也（弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士）
永井靖人（弁護士・波千鳥法律事務所 代表弁護士）

この冊子について

本事業では、予算規模の大きな映画から、小規模インディペンデント映画、ドキュメンタリー映画、実験映画などを想定し、それらの映画に関わる以下の方々を主な対象としています。

1

フリーランス俳優

【俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例：映画制作に携わる俳優が制作会社等との間で締結する業務委託に関する契約】⇒ P16にて解説

2

映画の製作者・製作委員会・監督等

【配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例：映画の製作者等が配給・エージェントとの間で締結する業務委託に関する契約】⇒ P37にて解説

3

映画の製作者・製作委員会・配給会社・監督等

【映画の上映に関する契約書ひな型例：映画の製作者等が劇場との間で締結する上映に関する契約】⇒ P48にて解説

映画スタッフに向けたコンテンツは、2023年度より以下リンクで無料公開していますので、ご活用ください。

<https://jfproject.org/contract/film-crew>



この冊子では、まず「なぜ適正な契約関係が必要なのか」、契約の基礎を解説します。そして、フリーランス法の注意点、著作権に関する考え方、契約書ひな型例の使い方を確認します。そして、文化庁ガイドラインの考え方に基づき、作成した3種類の「契約書ひな型例」を解説していきます。

最後に日本以外の事例として、韓国とフランス各映画業界における契約面の取組を紹介します。契約書ひな型例のうち、重要な事項については動画でも解説しています。また、契約書ひな型例については、ダウンロード可能な形で提供していますので、ご活用ください。

<https://jfproject.org/contract/>



俳優、制作会社、プロデューサー、監督など、皆さんの使いやすいようにカスタマイズし、ご活用ください！

なお、本冊子の他にも、文化庁「芸術家等実務研修会」で作成されたテキストや動画が別にありますので、必要に応じてご覧ください。

「芸術家等実務研修会の実施」（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html



なぜ適正な契約関係が必要なのか？

契約を結ぶメリット

まず、お互いの合意内容を明確にしておくことで、トラブルが生じることを未然に防ぐことができるという点が挙げられます。

もう一つ大事なことは、**万が一、紛争が起こってしまった場合に、当時どういう約束（合意）をしたのかを立証する証拠**になります。そのため、予め自分たちの行った合意について、きちんと形に残すことができる点が、何よりも契約書を締結するメリットになります。

他にも、契約書締結の過程がお互いの認識をすり合わせる機会になります。契約書をつくる過程では、「お互いに何をするのか」、「どういった見返り（報酬等）が欲しいのか」等の議論が必ず付随して起こります。その際、**取引に対する互いの認識をすり合わせる**ことができるというメリットも考えられます。契約は、最終的に契約書等に署名や合意をした時点から「契約の成立」になりますから、契約内容の交渉を重ね、条件が明確になっていくことで、最終的にその契約を受けるかどうか、決断しやすくなります。

契約を結ぶ際のコスト

契約書を締結するデメリットとしては、どうしても締結にコスト（手間や時間）がかかってしまう点があげられます。しかし、後から紛争が起こってしまう危険を考えると、お互いの合意事項については、取りまとめておく必要があります。

仮に、どうしても契約書を締結することが難しい場合であっても、メールやSNSのメッセージのやりとり等で「何か形を残す」ということは忘れてはいけません。他にも、契約書を書面で作成及び締結することが難しい場合には、電子署名で契約を締結することも可能です。双方が納得のいく方法で契約を締結する事が望めます。

契約違反があった場合

契約の締結後、その契約の実行を行う過程で、契

約の条項が守られないことも考えられます。そういった時には、例えば「履行の強制」といって、契約上の義務を強制できます。あるいは、損害が生じた場合には、「損害賠償」しなければいけなかったり、契約そのものが「解除」されてしまうことも起こり得ます。また、契約そのものは、仮に契約書という書式で締結しなくとも、口頭でも契約の成立自体はしてしまいます。そこで成立した契約に違反したとなれば、契約を解除されたり、損害賠償を請求されたりするリスクが生じます。**「自分が契約を守らなかったときに、どういうペナルティが科されるのか」を予め知っておく**という意味でも、やはり契約は契約書で締結すべきだと言えるでしょう。

契約の種類

契約とは、基本的には当事者の合意によって成立する当事者間の約束をいいます。その約束に基づいて、基本的には「誰かが何かをしなければいけない義務や権利」が発生することになります。契約にもいろんな種類があります。例えば、何か物を買う場合の「売買契約」や、お金の貸し借りを目的として交わされることの多い「消費貸借契約」、自宅のアパートを借りる際に結ぶ「賃貸借契約」など、様々な種類があります。本事業で無料公開している「契約書ひな型例」は、基本的には「請負契約」または「委任契約」と呼ばれるもので、通常「業務委託」と呼ばれる取引に対し、契約を締結する際に使用する契約書になります。

明確にすべきポイント

契約書を締結する際、具体的な条項が様々あり、文章が長文になってしまい、「何が大事なのか」「それぞれの条項がどういった意味なのか」、理解が追いつかないこともあるかもしれません。そういった場合であっても、最低限「**自分が何をしなければいけないのか**」「**それに対して、幾らの報酬がもらえるのか**」、「**相手方は、どういったことをすることになるのか**」等は、しっかりと理解しておく

と良いでしょう。

その他にも契約を履行していく中で、実際にトラブルになることもあるかと思いますが、そういった際に、「**どうやって、問題を解決すればいいのか**」をきちんと決めておくことも大事と言えます。

契約に関する重要な点

最後に大事なことを説明します。契約というのは、お互いが合意した契約内容が義務になるということを意味します。つまり、きちんと出演したり、上映に必要な上映素材を提供するなどの業務について、**契約を締結した以上は「あなたの義務」**になるということです。もしこの義務を守らなければ、相手方から損害賠償請求されることもあります。約束をした以上は、きちんと仕事をしなければならないという義務が生じている訳ですから、その義務をきちんと守って仕事を遂行するようにしてください。そして、契約によって義務が生じるということは、あなたに何か負担が生じるということになります。ですから、どういった契約内容であるかは、あなたにとって、とても大事なことです。ですから、相手と何か取

引をしたり、何か仕事を任される場面では、きちんと「自分が行わなければいけないことが何なのか」を理解し、考えて、契約を締結するようにしてください。

弁護士を雇ったり、無料窓口を活用する

全く法律の知識がない中で、相手から契約書を提示されることがあるかもしれません。「言われたから言われたままサインしなければいけない」、「相手の方が大手だから従わなければいけない」など、安易に署名をしてしまうと思わぬトラブルを招く可能性もあります。

契約を締結するのは「あなた自身」です。ですから、きちんと「自分が何をしなければならないか」を決めて、契約の合意内容として記載し、締結するようにしてください。もしその過程の中でわからないことや、困ったことがあれば、弁護士に相談するのも一つの手段です。また、行政が無料の相談窓口を設けていますので、適宜利用するようにしてください。

動画でも解説しています！

<https://www.youtube.com/watch?v=4hrp8yJHGWI>



【フリーランス・トラブル 110 番】

法的な助言だけでなく、「和解あっせん手続き」ができます。和解あっせんとは10年以上の弁護士経験を持つ弁護士の中から選ばれた和解あっせん人が、あなたと相手方のお話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続です。裁判とは違い、申立てが簡単で解決までに要する時間が短く、審理が非公開の手続です。本事業では和解あっせん手続についても費用は無料です。

<https://freelance110.jp/reconciliation/>



【文化芸術活動に関する法律相談窓口】

文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi



フリーランス法について

2024年11月から、フリーランス法が施行されました。詳細は、公正取引委員会によって作成された以下ページを参照ください。

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/



フリーランス法とは？

(※正式名称：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）)

これまでの法律では、会社に雇われている個人は労働基準法によって守られてきました。また、会社に雇われていない個人であっても、情報成果物を納品するような仕事をしている人であれば、下請法によって守られてきました。ですが、会社に雇われずに仕事をしているフリーランスの多くは、これまで労働基準法や下請法で守られていない状態でした。発注者（制作会社等）とフリーランス（映画スタッフ、監督、俳優等）の間には、たとえ口約束であったとしても、法的には契約が発生しています。しかし、皆さん、こういった経験はありませんか？制作会社が〇〇と言ってくれたはずなのに、後から「そんなことは言っていない」ということで、言った言わないの話になってしまう。こういったことが契約におけるトラブルの例として考えられます。このような課題を解消し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、フリーランス法が制定されました。フリーランス法とは、フリーランスと発注者（制作会社等）間の取引適正化と、フリーランスの就業環境の整備を図るため、発注者（制作会社等）に対して、業務内容を書面等で明示することを求めたり、一定の行為の禁止を義務づける法律です。2024年11月より施行されています。

※フリーランスのうち、従業員を使用しない個人や法人（代表者1名以外に他の役員がいないものに限る）が受注者となる場合に、フリーランス法が適用されます。

※なお、業務内容が脚本、楽譜、撮影データ、音響データ等のコンテンツ（情報成果物）の作成である場合には、引き続き下請法の適用を受けることもあります。

どういった取引がフリーランス法の対象となるか

フリーランス法の対象となるのは、発注者からフリーランスへの業務委託取引です。映画制作であれば、例えば映画監督からフリーランスの俳優へ出演を依頼する場合や、制作会社からフリーランスのヘアメイクスタッフへ業務を依頼する場合などが該当します。他方、俳優の方が直接観客にチケットを販売するような売買取引などはフリーランス法の対象外です。

個人から個人への発注も対象

なお、フリーランスからフリーランスへ仕事を発注する場合も、フリーランス法の一部だけは適用を受けます。適用されるのは、どういう内容の仕事に依頼し、それに対してどれだけの報酬を払うのか等、取り決めた内容を書面等にして明示することの義務化（取引条件の明示義務）の部分です。具体例：監督（個人）から俳優（個人）へ報酬を支払って、出演を依頼する（業務を委託する）場合等。

取引条件の明示義務

取引を行う上で、まずは、どういう仕事が業務内容として求められているのか、しっかりと特定する必要があります。具体的な業務内容について、発注者と受注者、双方の間で認識が一致していないといけません。例えば俳優の場合、リハーサル・本読み・撮影当日の仕事以外に、メイキングフィルムへの撮影協力やアフレコ、追加撮影なども業務内容に含まれるのか、具体的な仕事の範囲を契約書の中で定める必要があります。これが曖昧になると、トラブルの元になります。業務内容を具体的に全て細かく網羅することは難しいですが、例えば、主な業務内容だけでも出来る限り列挙しておくことが有効です。そうすることで、「この仕事は頼んだ。頼まれていない」等

の揉め事を防ぐことに繋がります。その他にも、例えば、契約で「〇〇業務一式」としか書いていない場合、「実は業務の一環でこういう仕事も行うのに、その業務量に見合った対価が支払われていない」と後で言ったとしても、契約の時点でその業務が明示されていなければ、その対価に見合った報酬を協議することもできません。ですから、自分の仕事内容を改めて書き起こしてみる。そして、「これだけの仕事をやっているのだから、それに見合った報酬をください」と言えるようにしておくことが、俳優・監督・映画スタッフにとって大事な準備です。逆に「こういう仕事をしてください」と取り決めがあるにもかかわらず、それをフリーランスが正しく認識していなければ、業務を正しく遂行できず、契約違反をしたことになります。報酬がもらえなくなるばかりか、場合によっては損害賠償請求を受けるかもしれません。こういったことを防ぐためにも、「そもそも自分がどういった仕事をすれば良いのか」、きちんと理解し、また発注者との間での認識を合わせるため、文字にして契約書に定める必要があります。これが最も大事なことであり、フリーランス法においては、発注者がフリーランスに対し、業務内容等を書面等で通知することが義務付けられました。

支払い期日

報酬は、給付を受領した又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払日を定め、その日までに支払わないといけなく、とフリーランス法で定められています。支払いが遅れると、フリーランス法違反になります（例えば3月1日分の報酬は4月29日までに支払われなければなりません）。フリーランスの中には成果物を納品するという働き方の方もいますが、その場合には、成果物を納品した日から60日以内のできる限り短い期間内で定められた支払期日までに支払うことが求められています。ただし、元委託者から受けた業務を発注者がフリーランスに再委託をした場合、条件を満たせば、元委託業務の支払期日から起算して30日以内のでき

る限り短い期間内で支払期日を定めることができる【再委託の例外】もあります。

発注事業者の禁止事項

- フリーランスに対して1ヶ月以上の業務を委託した場合には、発注者は受注者に対し、次の7つの行為が禁止されます。
- 1 受領拒否（フリーランスに責任がないのに、注文した物品または情報成果物の受領を拒むこと）
 - 2 報酬の減額（フリーランスに責任がないのに、あらかじめ定めた報酬を減額すること）
 - 3 返品（フリーランスに責任がないのに、受け取った物品を返品すること）
 - 4 買いたたき（類似品等の価格または市価に比べて、著しく低い報酬を不当に定めること）
 - 5 購入・利用強制（正当な理由なく、指定する物・役務を強制的に購入・利用させること）
 - 6 不当な経済上の利益の提供要請（金銭、労務の提供等をさせることによって、フリーランスの利益を不当に害すること）
 - 7 不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせたりして、フリーランスの利益を不当に害すること）

働く環境への配慮

フリーランス法では、フリーランスの方々の働く環境を整備するため、発注者に対してハラスメント対策に係る取組を義務付けたり、育児介護等と業務を両立するための配慮義務やその配慮のための努力義務を設けています（義務の程度は業務委託期間等によって異なります）。



違反行為があったら？

発注者がフリーランス法に違反した行為を行った場合、受注者であるフリーランスは、公正取引委員会や中小企業庁、厚生労働省に申出をして措置を求めることができます。調査の結果、違反行為があると確認された場合、発注者は、公正取引委員会や厚生労働省から、その違反を是正するように、まずは指導や勧告を受けます。

そういった指導を受けても従わない場合、一定の是正行為をしないという命令を受けることになります。その命令にも従わない場合、最後は刑事罰で処罰されてしまいます。そのため、決して軽視することはできません。なお、万一、発注者が、フリーランスにおいてそのような申出をしたことを理由に不利益な取扱いをした場合には、それ自体がフリーランス法違反となります。

フリーランス法の適用に向けて

フリーランス法では、受注者であるフリーランスに対し、業務内容を書面等で明示することが、発注者（制作会社等）に求められています。**発注者としては、まずはその書面等のひな型を準備することが必要**です。他方、受注者が全て受け身で良いわけではありません。**受注者としても、「自分の業務内容は、こういう内容なのだ」と文字にできるようにしておく必要があります。**発注者がなかなか、業務

内容を書面等で明示してくれないという場合であったとしても、受注者は、すぐに諦めてしまうのではなく、きちっと発注者に対し要求していくことで、状況を改善していくことにもなるでしょう。毎回、双方が考えを擦り合わせ、納得した契約を結ぶことが、そのうち当然になっていくことが望めます。

フリーランス・トラブル110番

厚生労働省による「フリーランス・トラブル110番」では、フリーランス・個人事業主の契約・仕事上のトラブルに対応しています。

法的な助言だけでなく、「和解あっせん手続き」ができます。和解あっせんとは10年以上の弁護士経験を持つ弁護士の中から選ばれた和解あっせん人が、あなたと相手方のお話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続です。裁判とは違い、申立てが簡単で解決までに要する時間が短く、審理が非公開の手続です。本事業では和解あっせん手続きについても費用は無料です。

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>



動画でも解説しています！

<https://www.youtube.com/watch?v=cg4NdrajChA>
長澤弁護士による解説動画（2023年度撮影）



Memo

一般的に、いわゆる「業務委託」契約は、何が報酬の対象となるかによって、2種類に分かれます。1つは「役務提供」型で、受注者がいずれかの場所・時間において、何らかの役務（例えば俳優の演技、映画の監督）を行うことに対して報酬が支払われる契約です。もう1つは「成果物」型で、受注者が何かしらのモノを作り、納品することで報酬が支払われる契約です。俳優や監督には多くありませんが、映画スタッフが撮影で使用する美術を制作するような場合が成果物型にあたります。映画に関わるフリーランスの場合、職種によってはこれらがミックスになっている契約もあります。

映画における著作権



著作者の権利について

著作者の権利は「著作者人格権」と「財産権としての著作権」で構成されています。著作者人格権は、著作者の精神的利益を守るための権利です。例えば、「映画作品に対して、自分の名前をクレジットする権利（氏名表示権）」、あるいは「意に反して勝手に改変・編集されない権利（同一性保持権）」などが、権利として規定されています。一方で、「財産権としての著作権」は、著作者の財産的利益を守るための権利です。例えば「映画を複製する（複製権）」、「インターネットで掲載や配信する（公衆送信権）」などが、権利として規定されています。**この財産権としての著作権については、自由に個人や会社売り買いしたり、譲渡することができますが、著作者人格権は他者に譲渡することはできません。**そのため、著作者人格権は著作者に帰属し続けることになります。

映画における著作権 （主に監督の権利について）

映画の著作物については、日本の著作権法では他の著作物とは異なる規定があります。**映画の著作物の著作権（財産権）については、著作者が映画製作者に対し映画の製作に参加することを約束している場合、映画のオリジナリティーに貢献している人（監督や脚本家等）に帰属する訳ではなく、映画の製作者に帰属すると規定されています（著作権法第29条第1項）。**

しかし、著作者人格権については、もともと他者

や会社に移るものではありませんから、著作者に帰属することになります。そのために、例えば、「勝手に映画を改変されてしまった」、「映画のエンドロールの中で、自分のクレジットが勝手に消されていた」などの事案が発生した場合は、著作者人格権が侵害されていることを主張することができます。

なお、仮に監督が作った映画の著作権が製作者に帰属するとしても、映画の製作会社と監督との間で契約を結ぶ際に、映画の著作物の著作に対する報酬として、例えば、「興行収入の何パーセントを支払う」など、成果報酬型として、監督の報酬を歩合で定めることは可能です。

俳優の著作隣接権（実演家の権利）

映画に出演する俳優については、**著作物を「伝達した者」に与えられる著作隣接権という権利を個別に持つことになります。**映画の著作物そのものについて、俳優が何か権利を持つことはあまり多くはないかもしれませんが、「実演家（演技をする俳優）」という意味での「著作隣接権（実演家の権利）」は、俳優に帰属します。

相談窓口

実際に契約を締結する際、著作権について何が適切かを自ら考えることは難しい場面もあるかもしれません。そういった際は、弁護士を雇うというのも一つの案です。他にも、文化庁では以下の相談窓口を開設しています。

Memo

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi



契約締結までのワークフロー

契約までのワークフローをチェック！

※順番が入れ替わる、フローが異なる等も想定されます。

業務委託契約の場合

Step 1

仕事の打診

まずは、発注者（制作会社、製作者等）が受注者（映画スタッフ、俳優、監督等）に仕事を打診することから始まります。この段階では、まだ契約は結ばれていません。発注者は仕事の詳細、つまり業務内容やスケジュール、既に予算が決まっているなら報酬額の目安などを伝えます。受注者は仕事を受けられるかどうかの確認や、この後に作成する見積りのためにも、不明点があれば明らかにしておきましょう。なお、Step 2～4の手続きを経なくても、発注者の打診に対して受注者が業務を開始した時点で、打診された内容に合意した（＝契約が成立した）と判断されるケースがあります。そのため、打診に不明点や納得できない点がある段階で業務を開始してしまわないよう、注意が必要です。

Step 2

見積りの作成、予算内で引き受けられる業務内容の提示（書面またはメール）

発注者からの打診を受けて仕事を受ける方針で進める場合、受注者は見積りを作成します。その際、提示する金額の妥当性を裏付けるためにも、打診された仕事を行う上で受注者が行う業務について具体的に内訳を列挙しましょう。例えば、映画制作の現場では、見積書を作成しないケースも想定されますが、その場合であっても、制作会社やプロデューサーからの仕事の打診に対し、その後メール等で受注者から報酬金額を提示した場合、それが見積りとなります。発注者から提示された予算・報酬額が低いと感じた場合に、ただ「打診を引き受けます」と返事をしたら、その業務内容及び報酬額に合意したとみなされる可能性があります。予算・報酬額が低いと感じた場合には、その金額内でできることを明確にして、発注者に提示しましょう。



動画でも解説しています！

<https://youtu.be/4hrp8yJHGWI?si=31EWBJI7tq1pj5aZ&t=418>



CONTRACT!



Step 3

契約書の作成

発注者からの打診内容と受注者の見積り等をもとに、双方で協議します。特に報酬の決定に当たっては、受注者の専門性、著作権等の権利の対価、諸経費の負担に応じた適正な金額となるよう、十分に協議しましょう。書面ベースでこういった条項が盛り込まれているか、双方が納得できる契約内容を協議し、その結果を契約書に落とし込みます。その際、フリーランス法で義務化されている項目を正しく明示、約束することが発注者側に求められます。このフェーズで、発注者側から提示された契約書に不足部分があれば、本事業の契約書ひな型例から必要な条文を抜き出し、特約事項として、追加記載を協議することもできます。

Step 4

契約の成立、契約書の取り交わし

受注者・発注者間で契約内容について合意したら契約成立です。契約書を取り交わす段階で未定の項目がある場合、未定の理由と確定予定時期を記載することで「未定」としたまま契約をすることは可能です。また、契約時に合意した内容について、双方の合意のもと、後から契約内容を変更することも可能です。仕事が始まる前には必ず、契約内容についていったん合意しましょう。双方が契約書にサインし、原本を各々が保存します。収入印紙が必要な場合もあるので、該当する取引かどうか確認しましょう。電子契約で行う場合は書面の取り交わしや収入印紙は不要です。

契約書を取り交わさない場合について

契約書の取り交わしにはどうしても時間と手間、費用といったコストがかかります。契約は受注者・発注者双方の合意があれば成立するため、取引先や取引の規模（期間や報酬、継続性）によっては、コストを抑えるために契約書の取り交わしを行わないという選択肢もあります。しかしながら、フリーランス法で明示が義務化された事項については、発注者は書面又は電磁的な記録（メールや SNS メッセージ等）による明示が必要ですし、それ以外の項目であっても、取引上重要と思われる合意事項がある場合は、書面等により残しておくことが重要です。

契約書ひな型例の使い方

本事業では、以下3つのひな型例を扱います。

1 俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

映画制作に携わる俳優が制作会社等との間で締結する業務委託に関する契約

2 配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

映画の製作者・製作委員会・監督等が配給・海外セールスとの間で締結する業務委託に関する契約

3 映画の上映に関する契約書ひな型例

映画の製作者・製作委員会・配給会社・監督等が劇場との間で締結する上映に関する契約

基本的には、文化庁が2022年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の別添ひな型例に準拠した上で、韓国映画界で使われている標準契約書を参考とするほか、映画制作業界における慣行を反映させたものです。

解説

ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。

【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください。

具体例：【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/一式】金●円

→ 1日あたり金●円（第5条）

本ひな型例は、基本的には、俳優や製作者等から相手方に提示することを想定したものです。他方、相手方（制作会社・配給・海外セールス・劇場）から契約書が提示される場合、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、相手方に受け入れてもらいやすくするという現実的な観点からは、相手方側が提示する契約書を活かしつつ、自身が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。



動画でも解説しています！

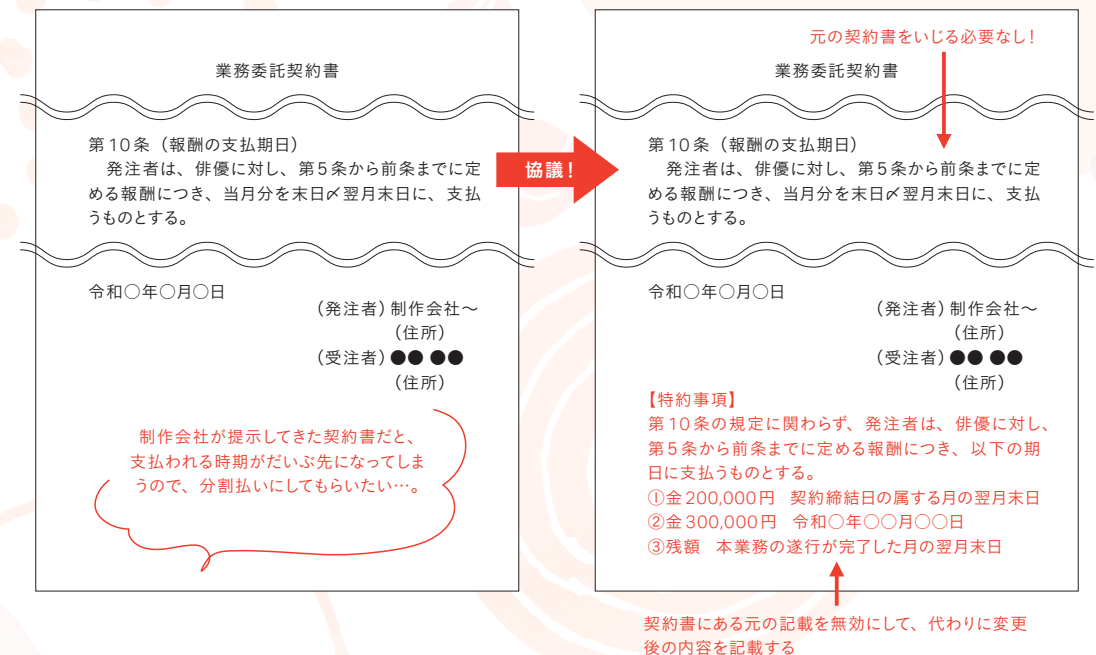
<https://youtu.be/4hrp8yJHGWI?si=Qx2BYX9M-h6lVgAt&t=611>



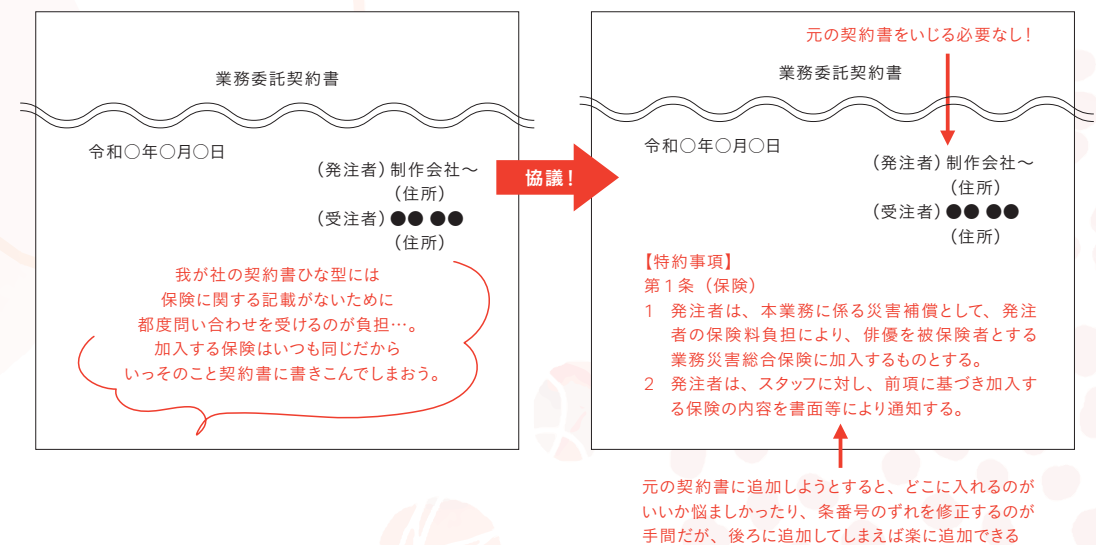
「特約事項」として記載する際

相手方の契約書記載の対象条文番号を明示した上で、「第●条第●項の規定にかかわらず、「●●●●」とする。」や、「第●条第2項の次に、「3 ●●●●」を加える。」といったように自身が求める契約条項の内容を抜き出して記載することを想定しています。

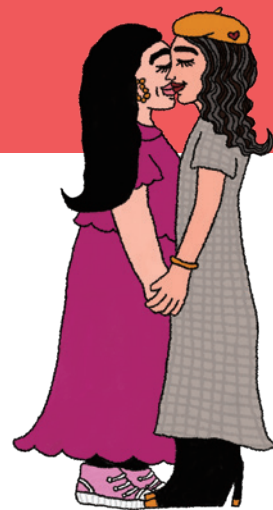
【1】契約書内に記載のある項目について、その内容を変えたい場合



【2】契約書内に記載のない項目について、新たに契約書に追加したい場合



俳優出演に関する 業務委託契約書ひな型例



公正取引委員会の実態調査で示された主なポイント

2024年12月に公正取引委員会より「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」が公表されました。調査対象には、事務所に所属する俳優やフリーランスの俳優等の実演家が含まれます。問題となり得る行為の例として、以下が示されました。

実演家と芸能事務所の取引において問題となり得る行為の例

- 契約を書面により行わない
- 契約内容を十分に説明しない
- 報酬に関する一方的な決定
- 業務等の強制
- 取引内容・報酬明細等を明示しない
- 過度な期間にわたる専属義務
- 期間延長請求権
- 共同又は事業者団体による移籍制限
- 退所した実演家への活動妨害
- 権利や芸名等の利用拒否

相談窓口

上記に該当する行為は、違法となる懸念があります。直接相手方に訴えることが難しい場合には、行政の窓口を活用することもできます。

- フリーランス法の違反申出窓口
フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口
(公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)
<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>
- フリーランス・個人事業主で契約。お仕事上のトラブルにお悩みの方へ
フリーランス・トラブル110番 (厚生労働省)
<https://freelance110.mhlw.go.jp>
- 独占禁止法に関する通報・相談窓口 公益通報者保護 (公正取引委員会)
<https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/kouekitsuhou/dokkinmadoguchi.html>



俳優のための「契約書ひな型例」「解説動画」等は
以下リンクに無料で公開されています。
<https://jfproject.org/contract/actor>



芸能事務所と実演家（俳優等）の取引に適用する法令

概要

- 芸能事務所と実演家との取引については、フリーランス・事業者間取引適正化等法、下請法及び独占禁止法の適用が考えられる。
- 芸能事務所がフリーランス・事業者間取引適正化等法の「業務委託事業者」(第2条第5項)又は「特定業務委託事業者」(同条第6項)に該当すれば、芸能事務所に対して同法の適用が考えられる。フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する行為が、同時に独占禁止法や下請法にも違反する場合、公正取引委員会は、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先的に適用する。
- 芸能事務所が下請法の「親事業者」(第2条第7項)に該当すれば、下請法の適用が考えられるが、独占禁止法との関係では、公正取引委員会は、原則として、下請法を優先的に適用する。

フリーランス・事業者間取引適正化等法や 下請法に違反し得る行為

主な適用条文

移籍・独立に係る金銭的給付の要求

不当な経済上の利益の提供要請 (フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号)

報酬に関する一方的決定

買いたたき (フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号、下請法第4条第1項第5号)

業務等の強制

不当な経済上の利益の提供要請 (フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号)

契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと

取引条件の明示義務 (フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条)、書面の交付義務 (下請法第3条)

実演家に対する実演等に係る取引内容の明示

取引条件の明示義務 (フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条)、書面の交付義務 (下請法第3条)

契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと、交渉に応じないこと

取引条件の明示義務 (フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条)、書面の交付義務 (下請法第3条)

引用：「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」(令和6年12月 公正取引委員会)

「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」の詳細は、以下リンクより閲覧できます。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html



俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

■本ひな型例は、映画に出演する俳優のうち、芸能事務所等に所属しないフリーランスと制作会社等との間で締結される場合、又は、芸能事務所等に所属している俳優でも、それらを介さずに直接制作会社等と締結される場合や、芸能事務所であっても代表者自身が出演する俳優であり、他に役員や従業員がいない法人と制作会社とで締結される場合を想定したものです。基本的には、文化庁が令和4年7月に公表し令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」の別添ひな型例に準拠した上で、一般社団法人日本映画制作適正化機構が公表している「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン(映適取引ガイドライン)」や韓国映画界で使われている標準契約書等を参考とするほか、映画制作業界における慣行を反映させたものです。

■ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。

■【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください。具体例:【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/一式】金●円→1日あたり金●円(第5条)

■本ひな型例は、基本的には、俳優側から制作会社に提示することを想定したものです。他方、制作会社側から契約書が提示される場合、俳優側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、俳優側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、制作会社側に受け入れてもらいやすくするという現実的な観点からは、制作会社側が提示する契約書を活かしつつ、俳優側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもら

うという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、俳優側として追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。

■俳優個人が契約当事者となる場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)(以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。)が適用されます。

▶発注者において同法の違反がある場合、受注者であるフリーランスは、公正取引委員会や中小企業庁、厚生労働省に申出をして措置を求めることができ(同法6条1項、同17条1項)、万一、発注者が、フリーランスに対してそのような申出をしたことを理由に不利益な取扱いをした場合には、それ自体が同法違反となります(同法6条3項、17条3項)。

▶また、発注者は、俳優に業務委託をした場合、直ちに、業務内容、報酬額、支払期日その他の事項を俳優に明示しなければ、こちらもフリーランス・事業者間取引適正化等法(3条1項)の違反となります。明示の方法は書面での交付か電磁的方法での提供のいずれかである必要があります。電磁的方法とは、電子メールや発注者のウェブサイトを用いる方法等を指しますが、電磁的方法で明示した場合、受注者であるフリーランスからの求めがあれば、発注者は、遅滞なく書面を交付しなければならないものとされています(3条2項)。口頭での契約も民法上は有効ですが、同法が適用される取引では、契約内容の明確化を図り、契約関係上の言った言わないといったトラブルを未然に防止するため、当事者間で合意した契約内容を書面等の記録が残る形により明示することが求められます。

ひな型形(案)

●●●●(以下「発注者」という。)と●●●●(芸名●●●●。以下「出演者」という。)とは、発注者の出演者に対する映画出演に関する業務の委託に関し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(業務内容)

- 発注者は、出演者に対し、次の【映像作品/映画】(以下「本作品」という。)の出演およびこれに付随する業務全般(以下「本業務」という。)を委託する。
 - 作品名(映画名、番組名等): (仮題)
 - 監督:
 - 放映媒体:【国内映画館/海外映画館/配信プラットフォーム/国内映画祭/海外映画祭/国内テレビ放映/海外テレビ放映/DVD・Blu-rayセルなど】
 - 公開日:●●年●月●日
 - 稼働期間:撮影期間●●年●月●日から●●年●月●日のうち、●日間
 - 撮影場所:
 - 配役:【上記事項につき未定又は予定の場合には、「未定」・「予定」と記載するとともに、「未定・予定の理由」と「決定の時期」を記載。】
- 前項のうち「未定」「予定」の事項については、「決定の時期」記載のときまでに、発注者及び出演者が協議の上、決定し、発注者が出演者に対し書面等により通知するものとする。

解説

- ☑業務内容は、発注者及び出演者がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。
- ☑契約書締結時において具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と出演者が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。

動画でも解説しています!

<https://www.youtube.com/watch?v=ly3WcbCs9FU>





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第2条（付随業務の取り扱い）

本業務に含まれる付随業務として発注者が出演者に対し依頼する業務は、以下のとおりとする。

付随業務の内容	本業務に含まれるか否か	業務にかかる日数
プリプロダクション 本作品の分析、台本の読み込み、リハーサル、ワークショップへの参加等、本作品の撮影前の事前準備作業	【含まれる・含まれない】	●日
ポストプロダクション 再撮影、アフレコ等、本作品の内容となるもののうち、撮影期間終了後に発生する業務	【含まれる・含まれない】	●日
広報等協力業務 ポスター撮影、予告編の製作、各種広報素材の製作、広報用インタビュー、舞台挨拶、海外プロモーション等の本映画の広報及びマーケティング業務の一環として行われる業務	【含まれる・含まれない】	●日
メイキングフィルム制作協力業務 本映画の内容そのものとは別に、本映画の制作過程の記録物を作成するための撮影・録音等の業務	【含まれる・含まれない】	●日

【※付随業務として本業務に含む場合には「含まれる」を選択し、所要日数も記載する。】

解説

☑ 本条は、映画撮影において、撮影そのもの以外の業務が必要となることに鑑み、追加したものです。客観的にみて、出演者が委託を受けた本業務に付随・関連する業務であるとしても、制作会社から依頼される業務の内容が、支払われる対価に相応しいものでない場合には、出演者は当該業務を断ることができることを定めています。また、当該業務を実施するとしても、別途の追加報酬が必要となる場合を想定して、第5条でその額を定めるものとしています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=GYJmjn7Xi0bLb1LY&t=137>



第3条（業務の追加）

発注者が出演者に対し、本業務に関連して追加業務を依頼したときは、発注者及び出演者にて追加業務の内容や追加の報酬等について協議の上、出演者がその諾否を決定する。

解説

☑ 本条は、業務内容の追加が依頼された場合、出演者にその諾否の決定権があることを定めたものです。当該追加業務を引き受ける場合も、それに伴う追加報酬の支払の可否や報酬の額について、発注者と出演者で協議の上で定めるものとしています。

第4条（業務内容の変更）

- 発注者は、本業務の内容を変更する事由が生じた場合は、発注者と出演者において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、発注者が出演者に対し、書面等により通知するものとする。
- 発注者と出演者は、前項の変更による出演者の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて次条で定める報酬額を見直すものとする。

解説

☑ 作品を作り上げていく中で、業務内容を変更する必要があることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と出演者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面等により通知する必要があります（第1項）。

☑ また、業務内容の変更により、出演者に追加的な負担が生じる場合には、報酬額についても、発注者と出演者が十分に協議をして、見直す必要があります（第2項）。

☑ 業務委託の期間が一定期間を超える場合、出演者の責めに帰すべき理由がないのに、発注者が費用を負担せず、出演者の業務内容を変更することによって、出演者の利益を不当に害することは、フリーランス・事業者間取引適正化等法（5条2項2号）違反となります



学生映画における俳優の扱いについて

学生映画に俳優が出演する際は、教育現場及び非営利事業として、一般の契約締結と状況は異なりますが、トラブルが発生した時のため、事前に最低限の取り決めを交わすことが望まれます。具体的には、双方の合意のもと、業務時間や休憩等の規定を定め、安全な撮影現場を確保することなどが求められます。その際、本ひな型例（報酬に関する条項以外）を参考とすることができます。

特に、プロの俳優に報酬の支払いが生じる出演を依頼する場合は、契約が発生しているため、一般の取引に係るルールに基づいた行動を取る必要があります。



俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第5条（報酬）

- 発注者は、出演者に対し、本業務の報酬として、【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/一式】金●円（消費税等別）を●年●月●日に支払う。
【※分割して支払う場合の記載】
（1）契約締結日の属する月の翌月末日：金●円
（2）撮影終了時の属する月の翌月末日：金●円
（3）本業務の遂行が完了した月の翌月末日：残額金●円
- 発注者は、出演者に対し、第2条記載の付随業務の報酬を、以下にしたがい支払う。

付随業務	報酬額	支払時期
プリプロダクション	●円（消費税別途）	【●●年●月●日】
ポストプロダクション	●円（消費税別途）	【●●年●月●日】
広報等協力業務	●円（消費税別途）	【●●年●月●日】
メイキングフィルム制作協力業務	●円（消費税別途）	【●●年●月●日】

【※第2条で付随業務を本業務に「含まれる」と選択した場合には、その対価を記載する。報酬を付随業務単独で設定せずに、本作品の撮影業務と合わせて全体として設定する場合には「0円」と記載し、1項の報酬額の設定で調整する。また、「支払時期」については、特定の支払日を記載するほか、「当該付随業務の開始日限り」「当該付随業務の終了日限り」「当該付随業務の開始日から起算して1ヶ月以内に」といった記載が考えられる。】

- 前項の対価は、本契約における実演家の権利の取扱い（第24条）を反映したものとする。

解説

☑ 業務委託の期間が一定期間を超える場合、報酬額について、通常支払われる対価に対し著しく低い額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法(5条1項4号)違反となります。報酬額は、業務内容、専門性、発生しうる著作権等の権利の内容等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか、発注者と出演者が十分に協議して決定する必要があります。

☑ 労働者ではない出演者の報酬額には最低賃金法は適用されませんが、**最低賃金の上昇率は、報酬額の協議において一つの目安として参考となるでしょう。**

☑ 報酬の支払い方法については、特定の日に一括払いを行う方法や、1ヶ月ごと等の一定の間隔で期限日を複数設けて分割払いとする方法、撮影開始日や撮影終了時等の特定の日を期限として支払う方法など、様々な方法が考えられます。当事者間の実情に併せて設定をするようにしましょう。

☑ 報酬等の支払期日について、フリーランス・事業者間取引適正化等法(4条1項)では、業務が提供された日から起算して60日又は2ヶ月の期間内（ただし、支払方法が銀行振込で、期限が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで）において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならないとされています。出演者の業務は、日々提供されていると考えられることが多いため、報酬等は、少なくとも月単位（週単位・日単位でも構いません）で、当月分の報酬が遅くとも翌月末までに支払われるように定められなければならないでしょう。（例えば3月1日分の報酬は4月30日までに支払われなければならない。）

☑ 発注者が出演者に対し支払期日までに報酬を支払わないことは、契約違反になるとともに、フリーランス・事業者間取引適正化等法(4条5項)違反となります。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=cGus2X5wFhIH04q&t=256>



インセンティブ契約について

映画に出演する際、興行収入に応じて、特別ボーナスの支給（インセンティブ条項）を契約書に明記することも考えられます。例えば、韓国の「映画出演契約書」では、以下のような条文を記載することで、制作会社から俳優に対し興行収入に応じた特別ボーナスが支給されるようになっています。こうした海外の事例も参考に、作品の予算規模や条件などを踏まえ契約条項を追加してみるのも一案です。

第12条（特別ボーナスの支給）

全国劇場有料観覧客数●●●名を超過した場合、“制作社”は超過観覧客数×●●●ウォンに該当する金額を“俳優”に特別ボーナスとして支給しなければならない。

※以下「映画出演契約書」翻訳より抜粋（作成：大韓商事仲裁院、韓国エンターテインメント法学会 / 翻訳：一般社団法人Japanese Film Project・大塚大輔）

https://jfpproject.org/%E9%9F%93%E5%9B%BD_%E6%98%A0%E7%94%BB%E5%87%BA%E6%BC%94%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%9B%B8.pdf



第6条 （稼働期間が延長された場合の追加報酬）

本契約所定(第1条第1項(5))の稼働期間が延長された場合、発注者は、出演者に対し、日額金●円(消費税等別)を、稼働期間の延長分に係る報酬として支払う。

解説

☑ 本条は、業務内容自体には変更や追加がない場合であっても、業務期間が延長したときには、延長期間に応じて日割りで報酬金の支払義務が生じることを定めるものです。

第7条（業務時間・追加報酬）

- 発注者は、出演者が本業務に従事する時間（衣装着替え・メイク等の準備や、撮影終了後の片付け、撤収後に発生する打合せ等の業務を含む）を、1日あたり●時間以内及び1週間あたり●●時間以内とする。1日あたりの業務時間が●時間を超える場合には、業務終了後、翌日の業務開始までに●時間以上インターバルを設けるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、出演者との合意により、1日あたり●時間及び1週間あたり●●時間まで延長することができる。
- 第1項に定める時間を超えて業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、1日あたりの超過業務時間に応じた追加報酬として、超過業務時間（1時間単位で切り上げ）に1時間あたり●●円を乗じて得た額（消費税等別）を、第6条の報酬額に加えて支払う。

解説

☑ 本条は、業務時間の上限やインターバル（終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を設けることで、出演者の生活時間や睡眠時間を確保しようとするもの）定める場合、その時間や延長方法とその上限を定めるものです。

☑ 映画制作現場の場合、職種によって業務時間が異なるため、業務時間を定める場合はその点を十分考慮する必要があります。3項は、予め定めた1日の業務時間が延長したときには、延長時間に応じて報酬金の支払義務が生じることを定めるものです。

未成年が出演する際の注意点

未成年が出演する場合、労働基準法等に基づいて撮影時間等が規定されています。
深夜労働については、**18歳未満の者が午後10時～午前5時に働くことは、原則禁止**されています。**15歳未満の場合は、さらに厳しく定められており、午後8時～午前5時に就労することは、原則禁止**されています。

時間帯	満13歳未満	満13歳未満	義務教育終了後～満18歳未満	満18歳以上
5時～20時	映画の制作又は演劇の事業の場合であれば可能(労働基準監督署長の許可を要する)	製造、建設等以外の事業の場合であって、有害でなく、かつ、軽易なものは可能(労働基準監督署長の許可を要する)	○就業可	○就業可
20時～21時	映画・演劇で、厚生労働大臣が地域又は期間を限って必要と認めれば可	軽易な事業で、厚生労働大臣が地域又は期間を限って必要と認めれば可	○就業可	○就業可
21時～22時	×(就業不可)	×(就業不可)	○就業可	○就業可
22時～23時	×(就業不可)	×(就業不可)	厚生労働大臣が地域又は期間を限って必要と認めれば可	○就業可
23時～5時	×(就業不可)	×(就業不可)	×(就業不可)	○就業可

尚、上記は「就労可能時間帯」であって、15歳未満の場合、就学時間+業務時間(稽古等を含む)が1日7時間、1週間で40時間を超えてはいけません。

以下、厚生労働省「演劇子役の就労可能時間の延長について」より

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/dl/s1116-6a.pdf>

【参考：フランス映画界で変更となった子役撮影の規定とは？】

未成年の映画出演を考える際の参考として、フランス映画業界に関する取組みをご紹介します。2024年5月のカンヌ国際映画祭にて、フランスのプロデューサー協会や労働組合といった映画関係団体の全会一致で以下の内容が署名されました。

- 内容 ■「性差別的および性的暴力・ハラスメント(VHSS)」防止に関する修正。ハラスメントの態度に賞罰あり。
■映画制作における未成年者の保護に関する修正。16歳未満が撮影に参加する場合、必ず保護監督する大人のポスト「子供の責任者」を撮影に入れることが義務に。

エキストラ募集の注意点

日本の場合、ボランティアとして無償でエキストラが参加する現場もあり、契約書を結ばずに誓約書だけを結ぶ場合、あるいは書面を交わさない場合が見受けられます。一方海外では、エキストラであっても契約を結んだり、予め取り決められた最低基準以上の報酬が支払われるといった取組が進められています。今回、フランスの場合と韓国の場合を紹介いたしますので、今後の映画制作現場を考える上での参考としてください。

フランスの場合

フランスの撮影現場では、カメラに映る人たちは主に4つに分類し、Call Sheet(日タスケ)にも記載されています。

- エキストラ(背景だけで映る人たち)
- シルエット(カメラがフォーカスする人たち)
- シルエット台詞あり(5単語以下の台詞)
- 役者

当初の分類から現場で役回りが変われば、契約を切り替える必要が生じます。

フランスではエキストラでさえ、仕事の度に契約を結び、給料をもらう被雇用者であり賃金労働者です。エキストラの給料明細には分担金の明細が細かくあり、社会保障費、労働災害、年金などが引かれます。日本に比べ、働き手労働者の権利が基本的に守られています。

■契約でエキストラはプロフェッショナルに

「エキストラは契約書を交わし、雇用主の指示やスケジュールを守ることを約束する。そして給料をもらい、雇用主は彼らに年金、健康保険、失業保険の分担金を払う。エキストラのプロフェッショナル化があるのだ」(byロナン・ジル氏/ARP(作家・監督・製作者協会)理事、監督・プロデューサー・コンサルタント)

韓国の場合

韓国ではエキストラ(補助出演者)について、2010年に行政裁判所が判決の中で「エキストラは撮影現場において短期雇用形態で雇用され、制作会社や役務供給業者の要求に従って労務を提供し、その対価として時間給の報酬を受け取る労働者に該当する」とその労働者性を認めて定義づけしました。その後、雇用労働部の実態調査を経て、2012年からは労災保険にも加入できるようになりました。

そのように労働者性が認められているため、エキストラも韓国では最低賃金(2024年・9860ウォン※約1000円)の適用対象となっています。諸経費(食費、交通費、延長・深夜手当など)も支給され、作品によっては最低賃金以上が支給される場合もあります。

また、「全国補助出演者労働組合」のような労働組合もあり、エキストラ派遣会社と独自に協定を結び、(過大な手数料などの)中間搾取や偽装請負を是正する取り組みが始まっています。例えば、応募者に服装や年齢等を指定しているにも関わらず「ボランティア」扱いとし、最低賃金以上を支払わないことは違法とされています。





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第8条（完全休養日・追加報酬）

- 1 発注者は、週のうち少なくとも●日（毎週●、●曜日）は出演者の完全休養日（衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ等を含め一切の業務が行われない日）とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、遅くとも前項で定めた完全休養日の24時間前に出演者と合意することにより、完全休養日を変更することができる。ただし、完全休養日の変更の間隔は7日以内とする。
- 3 完全休養日が月あたり●日を下回って本業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、完全休養日が設けられなかった月あたりの日数に1日あたり●●円を乗じて得た額（消費税等別）を、第5条の報酬額に加えて支払う。

解説

- ☒ 完全休養日とは事務作業なども一切行わない、完全な休養日を想定しています。撮休日は、撮影が休みとなるが、衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせにかかる業務等の業務が各自発生している日のことを指します。

第9条（休憩等・追加報酬）

- 1 発注者は、出演者の本業務に従事する時間（衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ・撮影終了後の片付け等を含む）が1日に●時間以上にわたる場合、出演者に対し、●分以上の休憩・食事を1回以上確保するものとする。
- 2 前項の定めにして休憩・食事の時間が確保されなかった日があった場合、発注者は出演者に対し、1日当たり第6条に定める日額の●%の額（消費税等別）を追加報酬額として、第5条の報酬額に加えて支払う。

解説

- ☒ 参考ですが、雇用関係にある労働者の場合は、労働基準法第34条において、「労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩(労働から離れる時間)を与えなければならない」と定められています。

第10条（追加報酬の支払期日）

発注者は、出演者に対し、第6条から第9条までに定める追加報酬が発生した場合は、当月分の追加報酬につき、翌月末日限り、支払うものとする。

解説

- ☒ 追加報酬が発生した場合にその支払い期限がいつなのかを明記する必要があるため、記載しています。

第11条（諸経費の負担）

本業務に要する諸経費は、出演者から経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、発注者の負担とする。

解説

- ☒ 交通費、宿泊費、衣装費といった諸経費につき、発注者、出演者のいずれが負担するものかについて、手続き方法とともに明記します。

第12条（諸経費の支払期日）

発注者は、出演者に対し、前条の諸経費のうち出演者が立て替えて負担した経費につき、【当月分を●日〆【当/翌】●月●日/請求後●日】に、経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、支払うものとする。

解説

- ☒ 諸経費につき、第11条で発注者が負担する旨定めるとしても、出演者が一時的に立て替えることがあり得ます。本条は、その場合の精算期日について、定めています。

第13条（支払方法）

本契約に基づく発注者の出演者に対する支払は、【出演者の指定する金融機関の口座への振込 / 現金渡し】の方法によるものとする。

解説

- ☒ 報酬や立替諸経費の支払方法を定めるものです。

第14条（振込手数料）

本契約に基づく発注者の出演者に対する支払に要する振込手数料は、発注者の負担とする。【第13条で口座振込を選択した場合】

解説

- ☒ 金融機関の口座振込の場合の振込手数料は、原則として、出演者が負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者と出演者が協議の上、契約書に記載しておきます。





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第15条（金融機関休業日の取扱い）

本契約に基づく発注者の出演者に対する支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。【第13条で口座振込を選択した場合】

解説

- ☑ 支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。その場合には、ひな型例では、支払遅延防止の観点から前営業日を支払期日とする旨定めています。前営業日ではなく翌営業日とする場合は、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方を踏まえ、順延する期間を2日以内とすることが望ましいです。

第16条（不可抗力による制作の中止・延期）

感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、出演者は、発注者に対し、既に本業務を行った期間に応じて、報酬を請求することができる。

解説

- ☑ 不可抗力により制作が中止・延期となった場合に、出演者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきであり、契約段階において、制作が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者と出演者が十分に協議し、書面等に記載しておく必要があります。
- ☑ 制作の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本条では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により制作が中止・延期となり業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、出演者は、既に本業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=chsAtElJDIIIEma6y&t=731>



第17条（出演者の責めに帰することができない制作の中止・延期）

前条の場合を除き、出演者の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は、出演者に対し、既に本業務が行われた期間に応じた報酬を支払うことに加え、本業務ができなくなった日から起算して【●日分・●週分・●か月分・報酬全額のうち●%分】の報酬相当額を支払うものとする。

解説

- ☑ 映画制作においては、費用が集まらなかったり、出演者の怪我や降板等のために制作が中断する等、不可抗力とはいえない事情により制作が中止となることがみられることに鑑み、補償金の支払義務を定めたものです。

動画でも解説しています！

https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=haB2hqZuN0yK_Dn_&t=757



第18条（秘密保持）

- 発注者及び出演者は、本業務の遂行により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本業務の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一発注者又は出演者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。
- 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1）開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - （2）開示を受けたときに既に公知であった情報
 - （3）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （4）開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
 - （5）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

解説

- ☑ 映画制作においては、作品内容や出演者等に関して秘密事項が多く存在するため、本条は、当事者双方に秘密保持義務を定めるものです。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=3Dj7Js-Ut8NBtByK&t=661>



第19条（安全・衛生）

- 発注者は、本業務の内容等を勘案して、出演者とその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。
- 発注者は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、出演者に対し、書面等により通知する。

解説

- ☑ 第1項は、出演者が個人で業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対して出演者の生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型例においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。
- ☑ 第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、出演者の安全衛生管理を行う者を特定し、書面等により通知することが望ましいことから規定したものです。ひな型例では、安全衛生管理者について書面等により通知することとしています。契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等について明示しておくことも考えられます。

- ☑ 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について(令和3年3月26日、厚生 労働省労働基準局安全衛生部安全課長他)」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技・撮影・照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=UyV4GaT6eQQYvFvr&t=360>





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第20条（露出や性的な表現に関する事前協議）

発注者は、付随業務を含む本業務に関連して、出演者の通常衣服で隠されている下着又は身体を露出させ、又は接吻・性交やこれに類似した行為を行わせ、又はこれを撮影する場合には、予めその内容について協議を行い、出演者の同意を得なければならない。

解説

- ☑ 性的な表現は、他の表現と比較して、出演者の人権を侵害するおそれが高いものといえますので、同意を必要とする旨明記しています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=UfDprQu8Kp3YAMyo&t=416>



第21条（ハラスメントに関する方針）

- 1 発注者は、出演者に対し本業務に関してハラスメントが行われることのないよう、制作現場におけるハラスメントに関する方針を策定し、出演者に明示するものとする。
- 2 発注者及び出演者は、本業務の遂行にあたり、前項のハラスメントに関する方針を遵守するものとする。

解説

- ☑ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、発注者に対し、受注者であるフリーランスに行われる各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント）について、フリーランスからの相談に対応するための体制整備や、ハラスメントの防止・改善のために必要な措置を講じることを義務付けています（法14条）。

- ☑ ハラスメントは、発注者から出演者に対してなされる場合のみならず、制作現場において出演者間やスタッフとの間で行われることもあり得ます。そのため、本条の第2項では、発注者のみならず出演者もハラスメントに関する方針を遵守する旨定めています。

- ☑ 具体的なハラスメント対策措置としては、以下のような取組があります。

- ハラスメントに関する方針の策定
- 相談窓口や責任者の設置と連絡先の明示
- 撮影開始前に、ハラスメント防止に関する講座の実施
- ハラスメントの定義や事例を書面で周知
- ハラスメント発生時の対応フローを予め書面で周知

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=I9GKFw4VI-3hB7J&t=472>



第22条（保険）

- 1 発注者は、本業務に係る災害補償として、発注者の保険料負担により、出演者を被保険者とする●●保険に加入するものとする。
- 2 発注者は、出演者に対し、前項に基づき加入する保険の内容を書面等により通知する。

解説

- ☑ 本条は、出演者の事故等に備え、保険に加入することが望ましく、映画制作の業界では、制作会社が、制作会社の負担で、スタッフを被保険者とする保険に加入するのが一般的であり、令和3年4月からは、俳優も労災保険に加入することが可能になっています。そのため、本ひな型例でもその旨定めています（第1項）。

- ☑ 制作会社が加入している保険の内容について、出演者に伝えられていなければ、出演者において保険を利用できることを知らないまま、損失を自らが負担せざるを得ないことも考えられます。そのため、保険の内容は、出演者に明示されることが望ましく、本ひな型例においても、加入している保険の名称を契約上明記すること（第1項）に加えて、保険の内容を記載した書面等により明示することを求めています（第2項）。

- ☑ 明示方法は、加入した保険商品の資料をコピーして配布したり、説明の記載があるウェブサイトのURLを知らせたりする方法でもいいでしょう。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=7wu2-eDkrqk6GmuV&t=516>



第23条（育児介護等に対する配慮）

発注者は、出演者からの申出に応じて、出演者が妊娠、出産もしくは育児または介護と両立しつつ本業務に従事することができるよう、出演者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

解説

- ☑ フリーランス・事業者間取引適正化等法上、業務委託が6ヶ月以上継続して行われるものである場合、発注者は、フリーランスに対し、育児介護等と両立しつつ業務に従事できるよう、状況に応じた必要な配慮をしなければなりません。また、業務委託が6ヶ月未満の期間であっても、発注者は、フリーランスが業務と育児介護等を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません（法13条）。



映画制作中の 怪我や病気に備えて

労災保険の特別加入制度とは？

労災保険は国の制度です。仕事や通勤途中に起きた出来事に起因したケガや病気、障害、死亡に対し、加入者は保険給付が受けられます。

会社員の場合、会社（事業者）や国が負担することで加入が義務付けられています。しかし、フリーランス・個人事業主は、そもそも「労災保険」に入る資格がありませんでした。

しかし、2021年4月に、国が芸能関係作業従事者（映画スタッフ、俳優、監督等を含む）の労災保険の特別加入を認めました。

加入方法は？

2025年1月現在、以下の特別加入団体より、特別加入の手続きが可能です。

- 1 JAPAN ACTION GUILD げいのう労災 保険組合
- 2 Japan Entertainment Worker's 労災保険ユニオン
- 3 TSC文化部会
- 4 フリーランス映像制作組合
- 5 一般社団法人 経営管理センター 一人親方芸能部会
- 6 映適スタッフセンター労災
- 7 人材開発芸能文化協会一人親方等団体組合
- 8 全国芸能従事者労災保険センター
- 9 日俳連労災
- 10 日本アーティスト労災対策センター一人親方等特別加入団体
- 11 日本芸能労災協会
- 12 神奈川SR経営労務センター（神奈川）
- 13 一般社団法人 名北労働基準協会 芸能自営業者組合（愛知）
- 14 公益社団法人 大阪労働基準連合会 芸能従事者委員会（大阪）



各団体がこういった職種（俳優やスタッフ等）を特別加入の対象としているかは、各団体のWebサイトをご参照ください。

負担費用は？

特別加入には、加入する際にフリーランス・個人事業主等が自ら保険料を負担する必要があります。計算方法等の詳細は、各団体のWebサイトをご確認ください。

特別加入の給付概要は？

フリーランスの場合、業務中や通勤中における怪我や事故、病気等が労災認定されれば、掛け金に応じて、以下の給付を受けることができます。

保険給付の種類	支給事由
1 療養（補償）等給付	業務 / 通勤の災害による傷病について、病院等で治療するとき
2 休業（補償）等給付	傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となったとき
3 傷病（補償）等給付	業務 / 通勤の災害による傷病が治療開始から1年6ヶ月を経過し、傷病が治癒していない等のとき
4 障害（補償）等年金・一時金給付	業務 / 通勤の災害による傷病が治った後 ^{注1} に障害が残ったとき
5 介護（補償）等給付	3・4を受ける方の中で一定の障害を有する方で介護を受けているとき
6 遺族（補償）等給付	業務 / 通勤の災害により死亡したと
7 葬祭料等給付	業務 / 通勤の災害により死亡した人の葬儀を行うとき

注1 完治せず症状が固定した場合（これ以上治らないという状態）を含みます。

※図は「映適スタッフセンター労災について」より引用
<https://eiteki.org/rousai/>

※詳細は「特別加入制度のしおり（特定作業従事者用）」（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）のP17-18を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040324-8.pdf>

「労働者性」に関する注意点

映画業界で働くフリーランス・個人事業主であって、形式的には請負契約等により業務を受託していても、実態として「労働者性」が認められる場合は、事業主（雇い主）側が労災保険の手続きを行う必要があります。

その場合、フリーランスが労災保険に特別加入する必要はなくなります。詳細は厚生労働省が発行する下記資料を参照し、疑問点は労働基準監督署へご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773454.pdf>





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第24条（実演家の権利の取扱い）

- 1 出演者は、発注者又は発注者が指定する者が本映画の制作にあたり出演者の実演を録音・録画することを許諾する。
- 2 出演者は、本映画の実演について、自己の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けないものとする。ただし、出演者の実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変は除く。

解説

☑ 出演者には、著作権法上、実演家の著作隣接権として、作品内で演技・芝居等の実演を行う者に認められる権利が定められています。これは、自らの演技等を無断で録音・録画されない権利です（同法91条1項）。もっとも、制作会社等が許諾を得た上で録音・録画した、映画内での実演については、映画の円滑な流通を妨げないためという趣旨から、この適用がありません（同条2項）。そのため、本ひな型例では、その旨を確認的に定めています。

☑ 一方で、出演者は、実演について、「同一性保持権」という実演家の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けない権利を有しています（著作権法90条の3第1項）。これにより、映像の加工や編集等によって出演者の演技や芝居が名誉や声望を害する形で改変を受けることから保護されています。本ひな型例でも、その旨を確認的に定めています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=HFdp5jQJr8F5u4GE&t=569>



第25条（クレジットの明記）

発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品のクレジットタイトルにおいて、出演者の名称をしかるべき場所に表示する。

解説

☑ 著作権法では、実演家に、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利（氏名表示権）が与えられています（著作権法90条の2）。本ひな形例でも、その旨を確認的に定めています。

☑ 作品における出演者のクレジット表記については、様々な方法が考えられるため、クレジット表記をするか否か、するとして、その具体的方法はどのようなものとするかについて、事前に定めておくことが望ましいでしょう。他方、本契約締結時点において、制作会社としてクレジット表記につき具体的な合意をすることが困難なことも考えられますので、本条の記載は、クレジット表記につき、ある程度の裁量を制作会社または映画製作者側に認める内容としています。

☑ 出演者としてクレジットの記載を希望しない場合には、「発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品において、クレジットタイトルに出演者の名称を記載しないものとする。」といった条項を明記することも考えられます。

第26条（契約の解除・損害賠償）

- 1 発注者及び出演者は、相手方が本業務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。
- 2 前項による解除の有無にかかわらず、発注者及び出演者は、相手方による本業務の履行、本契約上の義務の不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。
- 3 本業務に関連する行為か私生活上の行為にかかわらず、第三者の権利を侵害する等の発注者又は出演者の行為によって本作品の公開が遅れ、又は中止となった場合も、前2項と同様とする。

解説

☑ 仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。例えば、出演者が発注者に無断で仕事を怠り、それによって撮影期間が延びるといった損害が発注者に生じた場合には、出演者は、発注者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除され、報酬の支払を受けられなくなることもあります。第三者に危害を加え、そのために映画の公開が遅れたり、中止となった場合も同様です。

動画でも解説しています！

https://youtu.be/Iy3WcbCs9FU?si=zBZWkxjV_IKSP4Ar&t=811



第27条（反社会的勢力等の排除）

- 1 発注者及び出演者は、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター、俳優等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。
- 2 発注者及び出演者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 発注者及び出演者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じて、これを賠償する一切の責任を負わない。

解説

☑ 反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画制作においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、発注者と出演者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。





俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

第28条（紛争の解決）

- 1 発注者及び出演者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。
- 2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、発注者が提起する場合には出演者の住所地を管轄する裁判所を、出演者が提起する場合には発注者の本店所在地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

解説

☑ フリーランスからの相談に対応する体制としては、内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、中小企業庁が連携して、「フリーランス・トラブル110番」を運営しています。電話や対面、ビデオ通話でも相談できます。また、文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。

☑ 第2項は、紛争解決の最終手段として、訴訟提起する場合、相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない旨定めたものです。

動画でも解説しています！

https://youtu.be/ly3WcbCs9FU?si=xDEdFjh1t7ZLb_uB&t=972



以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。

●年●月●日

委任者 （住所）（氏名）

出演者 （住所）（氏名）

解説

☑ 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。

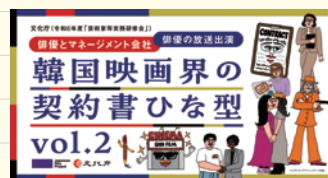
☑ 本人が署名をすれば、捺印は不要です。



俳優とマネジメント会社の契約書について

本事業の契約書ひな型は、フリーランスの俳優を対象とした内容となっていますが、フリーランスに限らない俳優とマネジメント会社が契約を結ぶ際の参考になりうるものとして、韓国で公表されている俳優向け標準専属契約書の翻訳を紹介します。日本と韓国では法律が異なり、直接比較できない部分もありますが、実際に契約を締結する際のヒントになるかもしれません。

【参考：韓国の大衆文化芸術人（演技者向け）標準専属契約書（俳優と事務所）】
https://note.com/jpfilm_project/n/nd942edbc9d15



配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

■ 本ひな型例は、映画の制作会社や製作委員会、配給会社、個人の制作者のような「委任者」が、上映先を探したり、海外で配給するための営業活動等を「受任者（配給や海外セールスなどのエージェント）」に依頼することを想定した契約書です。基本的には、文化庁が令和4年7月に公表し令和6年10月に改訂された「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」や映画業界における慣行を反映させたものです。

■ ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。

■ 【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください（第7条等）。

■ 本ひな型例は、「委任者」から「受任者（セールスエージェント）」に委任者の映画の営業活動を委託する契約であって、映画の著作権（上映権など）を受任者に移転したり、許諾したりするものではありません（つまり、知的財産権の譲渡契約やライセンス契約ではありません）。あくまで、国内で上映する映画館を探す営業活動や、同じく海外での営業活動を依頼すること

を想定しています。もっとも、海外で営業活動を行う場合には、海外の上映先の情報を取得しにくいことや、エージェントの営業活動の様子も把握しにくいことが想定されます。そのため、本ひな型例では、こういった地理的な問題から生じやすい懸念も考慮に入れて、各条項を作成しています。

■ 本ひな型例は、基本的には、委任者から配給や海外セールスなどのエージェントに提示することを想定したものです。他方、エージェントから契約書が提示された場合、委任者側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、委任者側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、エージェント側が提示する契約書を活かしつつ、委任者側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらおうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、委任者側として追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。



動画でも解説しています！

<https://www.youtube.com/watch?v=v72kTK-GfhQ>

解説

☑ 委任者は製作者等、受託者は配給および海外セールス等のエージェントを想定しています。尚、製作委員会方式の場合、監督が製作者を兼ねる場合は別ですが、基本的には監督が映画の著作権者になるわけではありません。

ひな型（案）

●●●●（以下「委任者」という。）と●●●●●（以下「受任者」という。）は、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。



配給・エージェントとの契約に関する「契約書ひな型例」「解説動画」等は以下リンクに無料で公開されています。
<https://jfpproject.org/contract/distributor>



配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

第1条（委任の内容）

委任者は、受任者に対し、委任者の映画の著作物（以下「本映画」という。）について、次の各号の業務（以下「本業務」という。）を委託する。

- 1 委任者の指定する国又は地域（以下「対象地域」という。）において、委任者が締結する本映画の上映許諾に関する契約（以下「上映契約」という。）の相手方（以下「上映先」という。）の探索・選定・紹介
- 2 対象地域における、前号及び4号の契約に必要な本映画の宣伝・広報
- 3 委任者と上映先又はその候補者との間の連絡の伝達及び助言
- 4 対象地域における映画祭への応募及び当該映画祭で本映画を上映するために必要な手続・作業
- 5 その他本件に付随して生じる業務

解説

☑ 契約では、お互いに何を依頼しているか、齟齬のないよう理解する必要があります。受任者への業務委託契約では、具体的にどこで、どのような仕事をしてもらうかについて取り決めます。本ひな型例では、本契約で依頼する内容として、現地における上映契約の締結相手の探索や選定、そのための宣伝・広報活動、上映先との交渉の橋渡しとなる連絡伝達等が挙げられています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=eyyadwClf-9nnc8n&t=136>



第2条（本映画の特定）

前条記載の本映画は、以下のとおりとする。

作品名：●●●●

監督名：●●●●

解説

☑ 受任者に営業活動を行なってもらう映画作品の特定が必要になります。

第3条（本業務の対象地域）

第1条記載の対象地域は、以下の国又は地域とする。

●●●

●●●

解説

☑ 受任者に営業活動を行なってもらう地域についても特定します。複数の国や地域に渡る場合には、それらを全て列挙する形で記載することが考えられますし、より広範な形で「日本以外の全世界」といった記載をしたり、「米国 ●●州」といった形で限定することも可能です。実際に任せたい地域に応じて記載してください。

第4条（上映契約の相手方の探索等）

- 1 委任者は、受任者に対し、対象地域において、上映契約を締結する相手方を探索又は選定し、これを委任者に紹介する。
- 2 受任者は、委任者の求めに応じて、上映先又はその候補者の情報、上映先候補者から提示された上映許諾に関する契約案の内容その他委任者が上映契約の締結の判断に必要な情報を提供する。

解説

☑ 受任者が対象地域で行うべき具体的な行為について明記しています。

☑ 2項では、委任者が上映契約を締結するか否かの判断のために上映先の候補者の情報が必要となる場合、特に海外においては、地理的にこれを得ることが困難であることから、これを補うために必要な行為を明記しています。

第5条（宣伝・広報）

- 1 委任者は、受任者に対し、本映画の宣伝用動画・写真・テキスト・ビジュアル等の第1条2号記載の本業務の遂行に必要な物品を無償で貸与する。
- 2 受任者は、前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理する。
- 3 受任者は、本条1項の物品について、第1条2号記載の本業務の遂行に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。
- 4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。

解説

☑ 1項では、受任者が映画の広報・宣伝活動等を行うにあたり、宣伝用の動画・写真・テキスト・ビジュアル等が必要になることが想定されるため、通常これを有している委任者が貸与することを規定しています。

☑ 一方、2項では、貸与を受けた物については「善良な管理者の注意」で管理することを求めています。「善良な管理者の注意」とは、業務委託において受託者がその職業や地位、専門家としての能力から通常期待される程度をいいます（民法644条参照）。

☑ また、貸与するとはいっても、販売したり、その複製物を流布したりする許諾を与えているものではありませんので、必要な範囲を超えては使用しないよう明記しています。

☑ 本契約の終了後は貸与物が不要になり、また、違法な複製物の流出を防ぐ趣旨からも、速やかに返還を受ける必要があります。そのため、4項では契約終了後は貸与品を返還・廃棄する旨定めています。



配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

第6条（付随業務）

- 1 受任者は、上映契約締結後、上映先との連絡、本映画の複製物の受け渡し、本映画に関する情報の提供、上映劇場における宣伝・広報用の物品の貸与等、契約に基づく債務として委任者が行う業務を、対象地域において行うものとする。
- 2 受任者は、前項で委任者から預かった物品について、善良な管理者の注意を持って管理する。
- 3 受任者は、本条第1項の物品について、上映契約に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。
- 4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。

解説

☑ 上映先選定以降も、対象地域では、上映する映画フィルム等の貸与や上映劇場における宣伝・広報用の物品の貸与等の業務が必要になると考えられます。そのため、対象地域において活動ができる受任者が、委任者に代わってこれを行うことを明記しました。これら物品に関して、善良な管理者の注意を持って管理すること、業務に必要な範囲を超えた使用を行なってはならないことや、契約終了後には返還・廃棄を求める点は、第5条と同じです。

第7条（報告業務）

受任者は、委任者に対し、委任者の求めに応じて、本業務の遂行状況について報告を行うものとする。

解説

☑ 特に海外で活動を行う受任者の契約の遂行状況は、委任者から見ると不透明となりやすいことも踏まえ、委任者の求めに応じて報告を行うことを義務として規定しています。



第8条（報酬）

- 1 委任者は、受任者に対し、以下の計算に従い、報酬を支払うものとする。

【配給に関する報酬（歩合）：上映契約に基づき委任者が得た分配金の●%相当額（消費税別途）
配給に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】

【映画祭の賞金に関する報酬（歩合）：委任者が得た賞金の●%相当額（消費税別途）

映画祭の賞金に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】

【※上映契約に基づく分配金、映画祭の賞金についてそれぞれ歩合又は固定かを選択して残った一方を削除する。】

- 【2 委任者は、受任者に対し、上映契約に基づく分配金又は賞金を受領した日の属する月の末日限り、前項の報酬金額及びその明細を送付し、翌月末日までに、受任者の指定する口座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】

- 【2 委任者は、受任者に対し【●●●●年●●月●●日までに・上映契約の終了日の属する月の末日までに、受任者の指定する口座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】

【※本条1項の報酬形態も踏まえ、一方を選択して残った方を削除する。】

解説

☑ 本条では、委任者が受任者に支払うべき報酬の金額や計算方法について明記しています。

☑ 固定で報酬を支払う場合と、歩合で支払う場合とで分けてそれぞれ記載していますので、受任者と協議のうえ、決定するようにしてください。歩合の場合、第9条の経費を控除した後に分配すること多いと思われます。その場合には、分配割合や報酬額（固定報酬の場合）の部分で調整を行うか、（歩合報酬の場合）「上映契約に基づき委任者が得た分配金の●%相当額（消費税別途）」とあるのを、「上映契約に基づき委任者が得た分配金から第9条の経費を控除した金額の●%相当額に、当該経費を

加算した金額（消費税別途）」としたり（固定報酬の場合）「●円（消費税別途）」とあるのを、「●円に、第9条の経費を加えた額」とするのも一案です。

☑ 本ひな型例は、まず委任者と海外の上映先との間で収益を分配し、その後、受任者に支払いを行うという順序で規定しました。これは、特に海外で上映先と受任者との間で金銭の授受が行われると、その流れを把握することが難しくなることを想定しているからです。そのため、上映先との上映契約では、受任者を介さずに、直接分配金を分ける形で契約を締結することが望ましいといえます。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=4rF5itQ83OWbFKcA&t=373>





配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

第9条（実費・経費）

本業務の遂行に支出した費用（以下の項目を含むが、これに限られない。）は、受任者の負担とする。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 【■ 対象地域への交通費 | ■ 宣伝用コメントおよび寄稿文等に係る費用 |
| ■ 対象地域における宿泊費 | ■ 試写会の実施経費 |
| ■ 上映素材作成費（DCP、フィルム等） | ■ パブリシティ費 |
| ■ Web サイト制作費 | （新聞や雑誌等における映画情報の掲載） |
| ■ メインビジュアル制作費 | ■ SNS 宣伝および運用経費 |
| ■ ポスター・フライヤーデザインの制作 | ■ 本映画の外国語字幕の作成費 |
| ■ パンフレット制作費 | ■ 本業務関連資料の翻訳費】 |
| ■ 広報物の印刷代 | |

※上記以外にも、契約締結時点で特定可能な項目があれば適宜加除修正を加える。

解説

☑ 受任者が対象地域において営業活動等を行うにあたり、渡航費や現地で使用する実費、経費について、受任者側で負担することを定めています。

☑ 受任者ではなく委任者が諸経費等を負担するという合意も可能です。もっとも、特に海外で営業活動を依頼している場合に、その活動状況について目の届きにくい特性に鑑みると、費用の支出の実態やその妥当性について不透明となりやすいことが想定されます。そのため、本条では、受任者に発生する費用については受任者負担としました。これによって受任者に負担が生じ、不満が出る場合には、第8条の報酬の部分で補うことも一案です。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=VCcveXoEXibWpZ0C&t=533>



配給及び海外展開にかかる経費の取り決め

JFPが複数の映画監督・製作者へインタビューを実施したところ、海外セールスのエージェントや配給会社、製作者が契約書を提示してこないケースが見受けられました。たとえば言いづらいとしても、「契約書のドラフトをください」と協議することが望めます。

また、経費負担に関して、予めどちらがどのように負担するか、書面を取り交わしていないため、後にトラブルとなるケースもあるようです。

ヒアリングによると、基本的には配給側がP&A(映画上映素材・宣伝費の負担)を負担する慣習となっているようです。場合によっては、製作者側がP&Aを負担する場合もあるようですが、その点を踏まえて、適正な報酬歩合または委託費になるよう、協議が必要です。

上記に関連するトラブルとして、映画の製作者が配給側に対し、「配給宣伝の経費」として、事前にまとめた金額を支払ったにも関わらず、「後になって連絡が取れなくなる」、「業務が遂行されていないにも関わらず、支払った金銭が返ってこない」等があげられます。トラブルを未然に防ぐためにも、配給・海外セールスにかかる経費を「どちらがどのように負担するか、監査するか」を事前に取り決めることが望めます。

第10条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。
- 2 前項にかかわらず、契約満了日の1ヶ月前までに、当事者の一方が契約を更新しない旨の書面（電子メール等の電子的方法によるものを含む。）の通知を送付しない限り、本契約期間は、3ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後、同様とする。
- 3 本契約の終了後も、本契約に基づき締結された上映契約が存続する場合、当該上映契約が終了するまでは、当事者はなお本契約が継続する。
- 4 本契約の終了後も、第5条2項から同条4項、第6条2項から同条4項、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条2項、第16条から第18条については、有効に存続する。

解説

☑ 映画の制作や上映に関する契約とは違い、その上映先を探す業務は、いつ終わるべきかの終期が不明確になります。これを定めないままだと、いつまでも当事者が本契約上の権利義務を有し続けるということになりますので、そのようなことがないように契約期間を定めています。

☑ 一方で、上映先の選定に時間がかかるなどして、当初想定されていた期間では、対象地域での上映契約の締結に至らず、契約を更新する必要が生じることも想定されます。更新する場合には改めて再契約したり、期間を延長する合意を覚書で締結したりすることも一案ですが、都度契約締結を行う煩雑さも懸念されます。そのため、本ひな型例では、2項で、事前の通知なしの場合には自動的に契約が更新される内容としています。

☑ 上映先が決まり、上映契約が締結された後、その上映契約による上映期間が終了する前に、本契約を終了することもあります。その場合に本契約による権利義務が終了すると、配給そのものが滞る可能性がありますので、これを補うために、3項では、本契約を更新しないとしても、必要な範囲で期間が延長されることを明記しています。

☑ 本契約そのものが終了したとしても、一部の条項については、本契約終了に伴って消滅すると当初の目的が果たされない可能性があります。そのため、貸与品の返還・廃棄や、発生した報酬の支払い、秘密保持等、一部の条項については契約終了後も存続することを明記しています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=pRgcQs71DujCU5SA&t=652>



第11条（知的財産権）

委任者及び受任者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て委任者又は委任者が指定する者に帰属することを相互に確認する。

解説

☑ 本ひな型例では、映画の複製物を貸与したり、その上映を許諾したり、宣伝・広報用の素材を使用させたりするものの、これらに存在する著作権その他の知的財産権そのものについて譲渡したり、必要な範囲を超えて許諾したりするものではありません。そのため、齟齬が生じないように明記しています。



配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

第12条（譲渡禁止）

委任者及び受任者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

解説

- ☑ 報酬の支払い等の本契約の権利や義務等を無断で譲渡すると混乱が生じますので、それを禁止しています。

第13条（不可抗力による債務不履行）

- 1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、委任者は、本契約に基づく報酬の支払いを拒むことができる。
- 2 前項にかかわらず、本映画の上映を行った期間がある場合、委任者は、受任者に対し、第8条の上映契約に関する報酬が固定報酬の場合には、上映契約に基づく上映期間に対して占める実際の上映期間の割合に応じて、同報酬が歩合による場合には、第8条の規定に応じて、報酬を支払うものとする。
- 3 第1項にかかわらず、委任者が映画祭の賞金を得た場合、委任者は受任者に対し、第8条の規定に従い報酬を支払うものとする。

解説

- ☑ 不可抗力により業務ができなくなった場合には、委任者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきです。そのため、業務ができなくなった場合の報酬の支払いについて、委任者と受任者とで十分に協議し、書面等に記載しておく必要があります。
- ☑ 業務ができないことが不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本ひな型例では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により業務ができなくなったときは、委任者は報酬の請求を拒むことができること、ただし、受任者は、既に業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=Ixd7EzD7Mwcgbn4-&t=795>



第14条（秘密保持）

- 1 委任者及び受任者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一委任者又は受任者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1）開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - （2）開示を受けたときに既に公知であった情報
 - （3）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （4）開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
 - （5）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

解説

- ☑ 映画においては、作品内容や上映に関する情報、分配金の情報等、秘密事項が多く存在するため、本条は、**当事者双方に秘密保持義務を定める**ものです。

第15条（契約の解除・損害賠償）

- 1 委任者及び受任者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。
- 2 前項による解除の有無にかかわらず、委任者及び受任者は、相手方による本契約上の義務の履行、不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

解説

- ☑ **仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。**例えば、受任者が上映先の選定等や上映先とのやり取り等の業務を行わなかったり、許諾していない行為を行ったり、それによって委任者に損害が生じた場合には、受任者に対して損害賠償請求できる可能性があります。一方で、委任者が必要な物品の貸与を行わなかったり、報酬の支払いをしないなどして受任者に損害が生じた場合には、受任者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除されると、上映先との契約が締結できなくなることもあります。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=bVLvz3qF3rUtHXeU&t=837>





配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

第16条（反社会的勢力等の排除）

- 1 委任者及び受任者は、現在及び将来にわたり、自己(その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む)が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。
- 2 委任者及び受任者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 委任者及び受任者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

解説

- ☑ 反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画配給においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、委任者と受任者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。

第17条（準拠法）

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

解説

- ☑ 国を跨いで在住する場合等、契約当事者がそれぞれ異なる法律に従って生活している場合には、契約自体、どの国の法律によって解釈されるべきか、という問題が生じ得ます。本ひな型例では、この点の問題を防ぐため、日本法に服することを規定しています。

第18条（紛争の解決）

- 1 委任者及び受任者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。
- 2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、●●地方裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

解説

- ☑ 当事者間で紛争が生じた場合の取り決めを定めています。
- ☑ 第2項は、紛争解決の最終手段として、訴訟提起する場合には、本来は相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければなりません。本ひな型例が日本人向けに作成されていること、その一方で、契約当事者が海外在住の可能性もあるものの、紛争解決のために当該地の裁判所に訴訟を提起することは実際は困難であることから、裁判管轄については日本の地方裁判所に訴えを提起することを定めています。東京や大阪等、当事者相互に利便性の高い裁判所を記載するようにします。
- ☑ 文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。

動画でも解説しています！

https://youtu.be/v72kTK-GfhQ?si=NBZsHpMy_WmmvsTG&t=934



以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。

●年●月●日

委任者 （住所）（氏名）

受任者 （住所）（氏名）

解説

- ☑ 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。
- ☑ 本人が署名をすれば、捺印は不要です。

CONTRACT!



映画の上映に 関する契約書ひな型例



■本ひな型例は、映画の制作会社や製作委員会、配給会社、個人の制作者のような配給者が映画館等の劇場を有する会社等に上映の依頼をする場合を想定した契約書です。基本的には、文化庁が令和4年7月に公表し令和6年10月に改訂された「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」や映画制作業界における慣行を反映させたものです。

■ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。また、本ひな型例では、上映に関する基本的な条件については表の形で記載し、調整・変更を行いやすいように体裁を整えています。

■【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください。具体例：イベントを【開催する・開催はしない】→イベントを開催する（第9条）

■本ひな型例は、基本的には、配給者から上映会社等に提示することを想定したものです。他方、上映会社等から契約書が提示された場合、配給側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、配給側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、上映側が提示する契約書を活かしつつ、配給側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、上映に関連する基本的な条件については表で参照しやすいように配置する一方、それ以外の部分については、配給側として追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。

動画でも解説しています！
<https://www.youtube.com/watch?v=G6NPPJY1mmw>



ひな型（案）

●●●●（以下「配給者」という。）と●●●●（以下「上映者」という。）は、配給者が配給する映画の上映について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。



劇場との契約に関する「契約書ひな型例」「解説動画」等は
以下リンクに無料で公開されています。
<https://jfpproject.org/contract/distributor>



第1条（配給映画）

1 配給者が上映者に対し配給する映画の著作物（以下「本映画」という。）及び配給の条件は、以下のとおりとする。

作品名			
上映劇場	劇場名： 住所：		
上映期間	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
上映形態	【 本興業・レイトショー・オールナイト・特別興業 】		
上映形態ごとの上映期間又は日付			
本興業	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
レイトショー	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
オールナイト	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
特別興業	●●●●年●●月●●日		
1日あたりの上映回数			
本興業：●回	レイトショー：●回	オールナイト：●回	特別興業：●回
興行収入分配	【 定額・歩合(最低保証なし)・歩合(最低保証あり)・トップオフあり 】		
分配方法	定額	●●●●円(消費税別途)	
	歩合(最低保証なし)	興行収入の●●%(消費税別途)	
	歩合(最低保証あり)	興行収入の●●%又は●●●●円(消費税別途)のいずれか高い方	
	トップオフ	興行収入の●●%又は●●●●円	
物品販売	【 あり・なし 】		
物販の種類	【 ■パンフレット ■●●●● ■別表「販売物販一覧」のとおり 】		
物販収入の分配方法	【 売上の●●%・売上から手数料●●(消費税別途)を引いた額 】		
上映者による広報・宣伝活動	【 ■予告編の上映(●●●●年●●月●●日から●●月●●日まで) ■チラシの備置等 】		

2 上映者は、別途当事者間の書面による合意がない限り、前項の条件に従い本映画を上映し、配給者と興行収入を分配しなければならない。



映画の上映に関する契約書ひな型例

解説

☑ 契約では、お互いに何を依頼しているか、齟齬のないよう理解する必要があります。配給に関する契約では、具体的に配給する映画の特定や、上映する映画館、上映形態や上映期間のほか、収益の配分についても取り決めます。

☑ 本ひな型例では、第1条1項部分に表を設け上映契約で決めておく事項を取りまとめてあります。希望する条件に併せて、●部分を埋めたり、【】部分を選択するなどします。また、物品販売（物販）についても販売の有無や条件について記載できるようにしています。ひな型の表にリストを記載する形でも構いませんし、記載するものが多い場合には「別表」という形で契約書の末尾に追加する形でも構いません。

☑ また、取り決めた内容は契約上の義務となりますから、それを確認する意味で、2項にその旨記載しています。

☑ 尚、本契約書においては、劇場・配給が合意する「ミニマム」の合意事項を記載し、劇場公開後の興行成績に応じて延長・拡大等の取り決めに別途交わすことが考えられます。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=oRvC8KFbSjLSd7&t=19>



販売物品一覧

- (1) 映画パンフレット
- (2) ●●●●
- (3) ●●●●

解説

☑ 物品の販売（物販）をする際に、物品の種類が多く第1条1項の表に記載しきれない場合には、契約書の末尾に追加することも一案です。

この表を利用する場合には、販売する物品の名称や数、単価などを記載することで、より詳細に物品の特定をすることもできます。本一覧を使用する場合には、契約本文と一緒に留めるなどして、バラバラにならないように注意してください。

第2条（上映の許諾）

- 1 配給者は、上映者に対し、本映画の複製物（フィルムプリント、DCP、Blu-ray disc等、媒体の種類を問わない。）を頒布し、かつ、上映者が前条1項記載の上映劇場において上映することを非独占的に許諾する。
- 2 上映者は、前項で頒布された本映画の複製物を複製してはならず、前条1項記載の条件以外の目的で使用（内容の編集、改変、第三者への譲渡、貸与を含むが、これらに限られない）してはならない。

解説

☑ 本ひな型例において、配給を行うことが、著作権法上でどのような整理がされるかを整理したものです。

☑ 映画の配給では、完成したマスターテープをそのまま貸すのではなく、マスターテープのコピーを譲渡又は貸与していくことになりますが、これを著作権法では「頒布（2条1項19号）」といい、公衆の前で映画を上映することは「上映（同項17号）」と、それぞれ定義します。そのため、法律に従って「頒布」を行い、「上映」を許諾することをここで明確にしています。

☑ その一方で、著作権には「複製権（コピーを作ること）」「公衆送信権（インターネットにアップロード等を行うこと）」等の様々な権利がありますが、映画の配給に必要な部分以外については許諾する必要がありませんので、後々のトラブルを防ぐためにも、齟齬のないよう、配給に不要な部分は許諾しない旨を2項で明記しています。

☑ 本ひな型例では第1項で「非独占的に許諾する」と記載しています。これは、複数の上映者に対して配給することを前提としているからです。これを「独占的に許諾」とすると、契約で任せた以外の上映者と契約することができなくなります。そうすることで上映期間や収益配分の有利な条件を引き出せるのであればそうすることも一考の価値がありますが、そうでない場合には、「非独占的に許諾する」とした方が良いでしょう。

第3条（頒布）

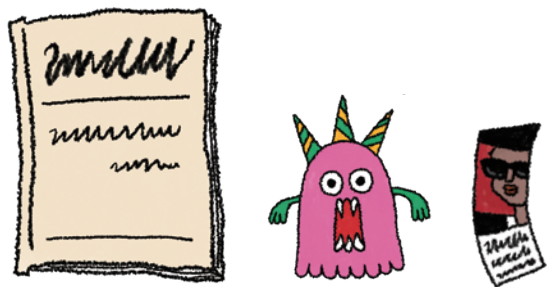
配給者は、上映者に対し、前条1項の上映期間の始期の前日から起算して5営業日前までに、本映画の複製物を引き渡して頒布するものとする。

解説

☑ 本条は映画のスケジュールに合わせ、本映画の複製物を渡すよう締め切りを設けるものです。

☑ スケジュールどおりに上映を行う必要があること、そのためにも第4条で検収（不良品のチェック）を設けているため、それを見越した期間が必要であることから、一定期間の余裕を設けた設定をしています。

☑ 本映画の複製物を渡すことは上映の大前提であり、それを用意することは配給側の義務となりますので、違反のないよう遵守する必要があります。





第4条（検収）

- 1 上映者は、前条の頒布を受けた後、2営業日以内に本映画の複製物に瑕疵がないかの検収を行うものとする。
- 2 上映者が本映画の複製物を受領してから2営業日を過ぎても配給者に対して本映画の複製物の瑕疵についての通知が行われない場合、当該複製物は検収に合格したものとみなす。
- 3 上映者による本条1項の検収の結果、頒布された本映画の複製物に瑕疵が発見された場合、配給者は、上映者に対し、直ちに瑕疵のない本映画の複製物を引き渡すものとする。
- 4 前項により引き渡された本映画の複製物の検収についても、本条に従うものとする。

解説

- ☒ 第3条で引き渡された本映画の複製物について、上映側が検収（チェック）することを求めています。
- ☒ 検収の結果、瑕疵（不良品）があれば、そもそも本来行うべき「頒布」がされたことにはなりませんので、直ちに瑕疵のないものを送り直す必要があります。
- ☒ 一方で、検収そのものが遅れてしまう場合にまで配給側で頒布の責任を負うことは不合理です。そのため、検収には期間制限を設けて、その期間を過ぎた場合には、納めた物には問題がないものとして扱い、以後配給側は責任を負わない旨規定しています。

第5条（管理及び返却）

- 1 上映者は、配給者から受領した本映画の複製物を、善良な管理者の注意を持って保管するものとする。
- 2 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後、5営業日以内に本映画の複製物を返還する。

解説

- ☒ 1項では、頒布された複製物の管理義務について明記しています。「善良な管理者の注意」とは、業務委託において受託者がその職業や地位、専門家としての能力から通常期待される程度をいいます（民法644条参照）。
- ☒ 上映期間の終了後、複製物は不要になるほか、違法な複製物の流出を防ぐ趣旨からも、速やかに返還を受ける必要があります。そのため、2項では上映期間終了後は複製物を返還する旨定めています。

第6条（物品販売）

上映者は、第1条1項「物品販売」の記載に従い、同項「上映劇場」において本映画の物品の販売を行うものとする。

解説

- ☒ 映画の上映に併せ、上映劇場でパンフレットやグッズなどの物品販売（物販）を行うことを想定しています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=7ChrZSQ7Wxlz8LG5&t=193>



第7条（分配）

- 1 上映者は、配給者に対し、本映画の観覧チケットの売上及び物品販売（物販）の売上を、第1条1項の「興行収入分配」、「分配方法」及び「物販収入分配方法」記載に従い、分配する（以下、分配する金銭を「分配金」という。）
- 【2 上映者は、配給者に対し、●●●●年●●月●●日までに、前項の分配金を計算し通知したうえ、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。
- 2 上映者は、配給者に対し、毎月末日までに当月分の分配金の計算を行い通知したうえ、翌月末日までに、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。】
- 【※分配金の支払い方法に応じて、上記2つから選択し、残った一方を削除する。】
- 3 第1条1項の「興行収入分配」について、「トップオフ（本映画の興業に関する費用として、本映画の観覧チケットの売上から優先的に充当されるもの）」が選択されているもの及び「物販収入の分配方法」に「手数料」が選択されているものについては、前2項で配給者が受領する分配金は、観覧チケットの売上又は物品の売上から「トップオフ」記載の金額又は「手数料」記載の金額を控除し、計算するものとする。

解説

- ☒ 本条は、第1条の定めにしたがって、収益から分配金を支払う旨と、その支払い方法を規定しています。**分配金の額が固定なのか、歩合によるのか等の条件に合わせて、適宜選びます。**

第8条（広報・宣伝活動）

- 1 上映者は、第1条1項「上映者による広報・宣伝活動」記載に従い、本映画の広報・宣伝活動を行うものとする。
- 2 配給者は、上映者に対し、前項の広報・宣伝に必要な物品を無償で貸与し、本映画の広報・宣伝に必要な範囲で使用することを許諾する。
- 3 上映者は、配給者から借り受けた前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。
- 4 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後5営業日以内に、配給者の指示に従い、本条2項の物品を返還又は廃棄する。

解説

- ☒ 映画の上映に併せ、上映側で予告編の上映やチラシの配布・備置などの広報・宣伝活動を行う場合を想定したものです。
- ☒ 広報・宣伝活動のための予告編動画やチラシ等の物品は、通常配給側が有していることを前提に、それを貸与すること、上映期間の終了後は、配給者の希望に応じて返還・廃棄することを規定しています。



第9条（舞台挨拶等）

- 1 配給者及び上映者は、本映画の上映に際し、上映者の上映施設において舞台挨拶・トークショーその他の広報・宣伝活動のためのイベント（以下「舞台挨拶等」という。）を【開催する・開催はしない】ことを相互に確認する。
- 2 前項で舞台挨拶等を開催する場合、登壇者の選定や交渉その他開催に必要な作業については【配給者・上映者】が行うものとする。

解説

- ☑ 舞台挨拶や広報・宣伝活動のためのイベント等を開催するか否か、開催する場合には、必要な作業自体をどちらが行うかを規定しています。

第10条（経費負担）

- 1 前条の作業に必要な費用が生じる場合、当該費用は【配給者・上映者】が負担する。ただし、第1条の興行収入の分配方法をトップオフとしていた場合を除く。
- 2 前項以外に本契約上の債務の履行に必要な経費が生じた場合は、別途当事者間で協議を行い、当該経費についていずれが負担するかを決定するものとする。

解説

- ☑ 舞台挨拶やイベントを開催する場合には、関係者の招聘にかかる交通費や日当その他の費用が発生することが想定されます。そのため、トップオフによって興行収入から経費を差し引く場合を除き、発生した経費についてはどちらが負担するかを定めています。
- ☑ また、本契約に関わって、舞台挨拶やイベント以外で費用が発生する可能性もあることから、その場合には別途協議を行う旨明記をしています。



動画でも解説しています！
<https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=8pwAbczlxAEeTN9o&t=231>



第11条（監査）

- 1 配給者は、本映画の上映の実施状況及び本映画の複製物又は宣伝用素材の管理状況の監査のため、事前に上映者から日時の指定を受けたうえ、第1条1項記載の「上映劇場」及び上映者の事務所に立ち入ることができる。
- 2 第1条1項記載の「興行収入分配」において「歩合」を選択した場合、配給者は、上映者に対し、第7条1項の分配金の計算に必要な上映者の会計帳簿及び計算書類の閲覧を請求することができる。

解説

- ☑ 収益を上映者と分配するという契約上、実際に劇場で上映を行うことや、物品販売を行うことが配給者の収入に直結します。そのため、契約成立後も、上映者が合意のとおりにより上映や広報・宣伝活動を行なっているかの確認を行う必要が生じた時に備えて、監査の条項を設けました。
- ☑ 2項では、分配金が固定ではなく、チケットや物品の売り上げに応じて決定する場合、実際の売上数を確認する必要があるところ、その計算自体は上映者が行い、内部資料として保管することになり、配給者からはその内容を直ちに知ることができません。そのため本ひな型例では、売上に関わる数字の記載された書面については、配給者が開示を求めることができる項目を設けました。

第12条（知的財産権）

配給者及び上映者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て配給者又は配給者が指定する者に帰属すること及び第2条1項に記載するもののほか、上映者に対して何ら譲渡・許諾されるものではないことを相互に確認する。

解説

- ☑ 第2条でも触れていますが、本ひな型例では、映画の複製物を貸与したり、その上映を許諾したり、宣伝・広報用の素材を使用させたりするものの、これらに存在する著作権その他の知的財産権そのものについて譲渡したり、必要な範囲を超えて許諾したりするものではありません。そのため、齟齬が生じないように明記しています。

第13条（譲渡禁止）

配給者及び上映者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

解説

- ☑ 契約の当事者が上映を行う権利や分配金の受領権限等を無断で譲渡すると混乱が生じますので、それを禁止しています。



映画の上映に関する契約書ひな型例

第14条（不可抗力による上映の中止・延期）

感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、上映者は本契約に基づく分配金の支払いを拒むことができる。ただし、既に上映を行った期間があるときは、その期間に応じて、配給者は分配金の支払いを請求することができる。

解説

☑ 不可抗力により上映が中止・延期となった場合には、配給者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきです。そのため、中止・延期となった場合の分配金の取扱いについて、配給者と上映者が十分に協議し、書面等に記載しておく必要があります。監督や出演者の不祥事によって、映画の公開ができなくなった場合なども、この場合に当たりうるでしょう。

☑ 上映の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本ひな型例では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により上映が中止・延期となったときは、上映者は分配金の請求を拒むことができること、ただし、配給者は、既に上映を行った割合に応じて、分配金を請求することができることを定めています。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=R6nv78fINvq0TY16&t=285>



自主配給映画における劇場との契約について

日本では、学生映画やインディペンデント映画を自主配給し、全国のミニシアターで上映される場合があります。その場合、自主配給となる場合が多いですが、自主配給側が最低限、以下の事項を理解した上で、劇場へ上映を打診することが望まれます。

〈上映フォーマット〉

- 上映素材：DCP or Blu-ray or フィルム〇〇mm
- 音声：ステレオ or 5.1ch等
- 画面比率：4:3 or 16:9等

〈宣伝配給〉

- 宣伝チラシ、ポスター、Webサイト、予告編等の宣伝物を映画宣伝期間までに制作できるか。
 - 宣伝等に関して、具体的な戦略が練られているか（例：パブリシストを雇うなど）。
 - 上映素材および予告編素材をいつまでに、どのようなフォーマットで納品可能か。
 - 宣伝費はいくらを予定しているか。
 - パンフレット等の販売物はあるか。
 - 上映後に舞台挨拶、上映後トーク等を実施するかどうか（慣習的に経費は配給負担の場合が多い）。
- など



第15条（秘密保持）

- 1 配給者及び上映者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一配給者又は上映者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1）開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - （2）開示を受けたときに既に公知であった情報
 - （3）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （4）開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
 - （5）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

解説

☑ 映画においては、作品内容や上映に関する情報、分配金の情報等、秘密事項が多く存在するため、本条は、**当事者双方に秘密保持義務を定める**ものです。

第16条（契約の解除・損害賠償）

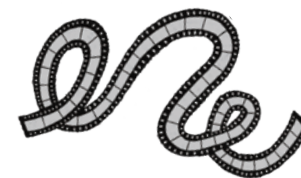
- 1 配給者及び上映者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。
- 2 前項による解除の有無にかかわらず、配給者及び上映者は、相手方による本契約上の義務の不履行、不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

解説

☑ **仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。**例えば、上映者が配給者に無断で映画の上映を行わなかったり、分配金の支払いの計算を誤ったり、それによって配給者に損害が生じた場合には、配給者は、上映者に対して損害賠償請求できる可能性があります。一方で、配給者が期限までに上映に必要な映画の複製物の受け渡しを行わないなどして上映ができず、上映者に損害が生じた場合には、上映者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除された結果、配給者は分配金の支払を受けられなくなることもあります。

動画でも解説しています！

<https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=Bpd4wyjffTurBy2N&t=328>





第17条（反社会的勢力等の排除）

- 1 配給者及び上映者は、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。
- 2 配給者及び上映者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 配給者及び上映者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

解説

- ☑ 反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画配給においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、配給者と上映者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。

第18条（紛争の解決）

- 1 配給者及び上映者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。
- 2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、配給者が提起する場合には上映者の住所地を管轄する裁判所を、上映者が提起する場合には配給者の住所地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

解説

- ☑ 当事者間で紛争が生じた場合の取り決めを定めています。
- ☑ 第2項は、紛争解決の最終手段として、訴訟提起する場合、相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない旨定めたものです。
- ☑ 文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。

以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。

●年●月●日

配給者（住所）（氏名）

上映者（住所）（氏名）

解説

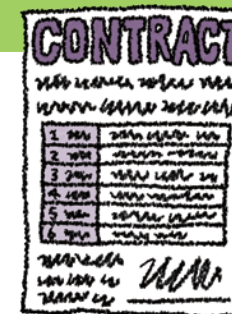
- ☑ 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。
- ☑ 本人が署名をすれば、捺印は不要です。

動画でも解説しています！

https://youtu.be/G6NPPJY1mmw?si=uf_AzzVGhrSazvg1&t=425



全ての契約に係る事項



ハラスメント対策について

フリーランス法においても、「ハラスメント対策に関する体制整備」が義務付けられています。体制整備などの必要な措置の例として、以下が挙げられます。

- 発注事業者のハラスメントに対する方針の明確化や、従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う。
- ハラスメントに関する相談の担当者や相談対応制度を設けたり、外部の機関にハラスメント相談への対応を委託する。
- ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ正確に事実関係を把握し適切な措置を実施する。

東京都とアーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）が共催する東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」にて、ハラスメント防止に関する講座のアーカイブ動画が無料公開されています。学生映画やインディペンデント映画など、ハラスメント防止対策に予算を割くことが難しい作品であっても、これらの動画をハラスメント防止研修に活用することができます。

<https://artnoto.jp/consultation/harassment/>

契約に関する効率化

映画関係者へインタビューを実施したところ、契約に関して、紙の契約書に捺印を求められるケースがあり、負担となっていると課題が挙げられました。解決策として、電子署名を活用することで、映画スタッフ、監督、配給・エージェント、劇場等の小規模事業者の負担軽減に繋がると考えられます。



フランス編



フランスの場合、韓国のようにweb上で無料公開されている「契約書ひな型」を活用する方法ではなく、企業ごとに作成された契約書を使用する場合が一般的。しかし、労働協約によって、映画業界で働く人々の権利が守られています。

働く人を守る「労働協約」

フランスには労働の法律である「労働法典（Code du travail）」があり、これを補完する形で「労働協約/団体協約（Convention collective）」が、業界や職種ごとに存在します。雇用者と従業員の間で、労働条件の基準や労使関係のルールについて取り決めた文書で、働く人の権利を守ります。

例えば、医師、看護師には「私立病院施設に関する全国労働協約」、農業従事者には「農場および農業関連企業に関する全国労働協約」があり、全部で約650種。映画・映像分野では複数存在し、「（映画以外の）オーディオビジュアル作品製作」「アニメ映画製作」「映画配給」「映画興行」のための労働協約などがあります。実写映画は「映画製作の全国労働協約（Convention collective nationale de la production cinématographique）」に基づきます。

「映画製作の全国労働協約」は、監督を含む映画技術スタッフ、俳優の労働条件や権利、義務を文書化。内容は差別禁止事項、職業の定義（監督以下、全てのスタッフの仕事内容を定義）、労働



時間と休憩（勤務時間、残業、休憩・休日の基準）、賃金と手当（最低賃金、食事手当、夜間・休日手当）、安全と衛生、健康や福祉（病気・事故、保険、年金）、ハラスメント防止（定義や制裁）などを規定します。

「映画製作の全国労働協約」は、法律や政令をまとめた政府系ポータルサイト「Légifranceレジフランス」が公開。www.legifrance.gouv.fr/conv_coll/id/KALICONT000028059838

他にも映画の労働組合、監督やカメラマンなど職能団体の公式サイトから誰でも閲覧可能です。

労働協約の内容は、専門分野の雇用主の組合と、労働者の組合との交渉により決定されます。映画なら製作者組合と、映画の労働組合（ユニオン）であるSPIAC-CGT（CGT オーディオビジュアル・映画産業労働組合）が交渉します。カンヌ映画祭の監督週間を主催するSRF（仏映画監督協会）などの職能団体には直接の交渉権はありませんが、SPIAC-CGTが職能団体と連絡を密に取り合い、被雇用者である映画技術スタッフの意見を丁寧に聞いてあげています。

映画業界で有期契約の仕事をする人は、労働協約に基づく労働契約書を結びます。労働法によれば、雇用から二日以内に署名された契約書を、雇用者は被雇用者・賃金労働者に送らなければなりません。

現在、労働協約は完全に守られているわけではなく課題は残るものの、業界内でかなりのコンセンサスを形成しています。給料明細には、どの労働協約が適用されるかの記載があります。

「労働協約」は進化する生き物

「映画製作の全国労働協約」は1950年に誕生しました。しかし、労働協約で規定された賃金適用の義務を持つ製作者団体が、旧映画製作者協会（現UPC）というユニオンのみで、多くの製作者は適用義務のない製作者団体の方をあえて選んで加入したため、長らく形骸化していました。

この労働協約は7年の交渉の末、改正されました。

現在使用されているのは、この2012年1月19日版です。それまではパテやゴーモンなど、協約に署名をした一部企業の従業員のみが適用されていましたが、これ以降、全ての仏映画業界の被雇用者に、労働協約が適用されるようになりました。

#MeToo運動の流れを受け、2024年には労働協約に重要事項が追加されました。14歳の時有名監督から受けた性的虐待を告発した俳優のジュディット・ゴドレーシュの尽力もあり、新たな修正案が調印されたのです。5月のカンヌ映画祭の場で、製作者団体や映画の労働組合によって、全会一致で署名されました。

内容

■「性差別のおよび性的暴力・ハラスメント（VHSS）」の予防強化、対応促進に関する修正。

■映画制作における未成年者の監視と保護に関する修正。16歳未満が撮影に参加する場合、有識者や経験者によるポスト「子供の責任者」の設置が義務になりました。

映画界の仕事の契約書

仕事についての契約書は、（１）「労働に関する契約」と（２）「知的財産権に関する契約書」の２種に大別。それぞれ異なる法律に準拠します。



© le Collectif 50/50

（１）（２）両方の契約書と関わるのは、主に監督が想定されます。

1 労働法・労働協約に基づく契約

働く期間が決まった有期契約の技術者（監督を含む）や俳優が、労働に関する契約書を交わします。

2 「知的所有権法典（Code de la Propriété Intellectuelle）」に基づく契約

脚本家、監督、および字幕翻訳者が、著作者の契約や権利譲渡の契約書を交わします。

SACD（劇作家・作曲家協会）がフィクション作品、SCAM（マルチメディア作家著作権協会）がドキュメンタリー作品の著作権を管理します。

一方、作品自体の契約書は別。CNC（国立映画映像センター）が「映画の戸籍」と称する映画と映像作品の登録簿制度RCAが存在し、契約関係の透明性を確保しています。2024年からは誰でも無料で閲覧可能なオンラインのプラットフォームが公開されるようになりました。個々の作品の契約や訴訟の記録が追える便利なデータベースです。

<https://rca.cnc.fr>



ハラスメント問題への対応

労働協定に修正案が加わったばかりのハラスメントの問題は、#MeToo運動以降、映画製作・制作に大きな変化をもたらしました。フランスでは2021年から、映画の雇用主は助成金を得るためにハラスメント予防の研修が必須になりました。現在は製作者、配給者、国際セールス、映画館の興行者などの雇用主が研修を受け、認定を受けています。

ハラスメント予防の研修は2025年1月から、対象がフランスで撮影する長編映画の撮影スタッフ全体に拡大されました。映画関係者は撮影現場で、職種に限らず参加できるように。撮影現場での研修は「ハラスメントの予防効果を飛躍的に高める」と期待されています。

倫理観や道徳観に訴えるだけでなく、研修を映画助成の条件に組み込む効果的な試み。

■ 映画製作においては、性差別のおよび性的暴力・ハラスメントの問題が後から判明した場合、経済的な損害が甚大になることも。予防は保険的な働きにもなります。

「ハラスメント予防の研修は、主に雇用主にその義務を認識させることが目的。撮影現場で性的虐待が告発された場合、雇用主にはその調査に加え、新たな虐待リスクを防ぐ措置を講じる義務があります。プロデューサーの責任はこれまで以上に重要です」(by ロナン・ジル氏/監督・プロデューサー・コンサルタント・作家・監督・製作者協会(ARP)理事)

他にも、文化セクターの従業員を対象としたメールや電話の相談窓口を設置。心理・法律の専門家に、匿名かつ無料で相談可能です。医療機関とも連携しています。また、CNCと調査団体Collectif 50/50らが作成したハラスメント予防キットを公表、配布しています。

<https://collectif5050.com/en/publication-of-the-prevention-kit-against-gender-based-and-sexual-violence-and-harassment/>

労働協約と労働組合

フランスは職種に限らず、「労働協約」の全体の適用(カバー)率は98%と高水準(日本は16.8%)にあります。労働組合の加入者の割合を示す「推



定組織率」は低めであり、民間部門で約8%に過ぎません。しかし、組合の存在意義は社会的にかなり共有されています。例えば、2023年には年金制度改革に反対する大規模な抗議ストやデモが全国に広がり、社会的なうねりとなりました。たとえ組合の実際の加入者数は少数でも、その運動は共感を呼び、社会に与えるインパクトが大きくなるというフランス特有の組合のパラドックスがあるのです。

映像業界においても、2023年にはテレビ業界の労働者による賃上げストがあり、その影響で映像業界全体の組合員数が倍増しました(正確な組織率は非公表ですが、組合代表によると現在約10%と推測されとのこと)。今後も映画スタッフ全体の地位向上のため、組織率のより一層の増加が望まれています。

他方、業界内には、監督、俳優、カメラマン、編集技師、音響、美術監督、衣装、メイクなどの職能団体が多数存在します。労働条件の改善、関係構築、情報共有、業界の発展などを目的に、互助的に日々活発に活動しています。

なおアメリカの映画業界は、労働組合の加入者数が相対的に多い傾向が。SAG-AFTRA(全米映画俳優組合・テレビラジオ芸術家連盟)は16万人の加入者を誇り、2023年のハリウッドのストで多大な影響力を持ちました。これはアメリカでは組合加入者だけが、交渉で勝ち取った権利を行使できるためです。フランスは組合に加入しなくとも、組合が勝ち取った権利を同業者全員が使えるため、積極的な加入に繋がらないとの指摘があります。

本事業では、フランス映画界の契約事情を紹介するオンライン講座を実施しました。準備が整い次第、アーカイブ情報を公開します。

<https://jfproject.org/contract/>



© SPIAC-CGT

〈参考資料〉

1) OECD(経済協力開発機構) Collective bargaining and social dialogue <https://www.oecd.org/fr/themes/negotiations-collectives-et-dialogue-social.html>

2) Centre d'observation de la société(2023) Le taux de syndicalisation se stabilise à un niveau très faible <https://www.observationsociete.fr/modes-de-vie/vie-politique-et-assocative/une-france-tres-peu-syndiquee/>

〈取材協力〉

ロナン・ジル氏/ARP(作家・監督・製作者協会)理事、監督・プロデューサー・コンサルタント

ニコラ・ヤシンスキ氏/映画映像産業労働組合・仏労働総同盟(SPIAC-CGT)総代表

調査・執筆: 林瑞絵(在仏映画ジャーナリスト)

本調査結果は文化庁としての見解を示すものではありません

オンライン講座 無料
映画スタッフ・監督の契約事情
フランス
映画界の事例紹介
2025.1.25
20:00-21:30
黒沢 清 岡悠美子
林瑞絵 ISO
本事業では、フランス映画界の契約事情を紹介するオンライン講座を実施しました。準備が整い次第、アーカイブ情報を公開します。



韓国編



韓国では、建設業界からプロスポーツに至るまで、頻繁に交わされる契約のための標準的な書式として「標準契約書」が各分野で広く普及しています。特に映画業界を含めた放送・芸能、文化・芸術分野でも様々な標準契約書がこの10年ほどで急速に普及しています。

なぜこのような契約習慣が急速に普及したのか。その背景には、1990年代から韓国内で大衆音楽、映画、テレビドラマなどのマーケットが急速に拡大し、更には90年代中盤から海外進出・輸出も盛んになる中、“奴隷契約”と呼ばれるほど搾取的な歌手・俳優の専属契約システムや、あいまいな口約束による金銭・収益分配トラブル、劣悪な労働環境による事故…などの様々なトラブルや紛争が噴出し、それを是正するために各当事者が時間をかけて改善を図ってきたことにあります。

2014年には「大衆文化芸術産業発展法」が施行され、その中で俳優や歌手などの芸能人は法律上「大衆文化芸術人」と規定されたことで法的・制度的な保護を受けやすくなり、同時にマネジメント業や制作会社の登録制も進んだことで、問題のある事業者は徐々に淘汰され、(もちろん現在も様々な問題はあつものの)業界の「透明化」が進むことになりました。

そのため、現在では韓国の映画・ドラマ関係者と話すとき「あらゆる場面で契約書を交わすのは当然」というほどにまでなりました。

その標準契約書、俳優活動や配給契約にかかわるものとしては



- 標準専属契約書（俳優と事務所）
- 放送出演標準契約書（俳優/事務所と制作会社/放送局）
- 映画上映標準契約書（配給会社/監督と上映者）
- 映画出演契約書（俳優/事務所と制作会社/監督）

また、公式の標準契約書ではありませんが、監督組合（DGK）が独自に制作した組合員向けの標準書式としては

- DGK演出契約書（監督と制作会社）

があります。

以上の標準契約書は、文化体育観光部、韓国映画振興委員会（KOFIC）、韓国映画監督組合など、関係機関のホームページからすぐに入手できます。

標準契約書を使うメリットとしては、上記のようなトラブルの防止や条件の明文化はもちろん、案件や事業所ごとに逐一書式を作る必要がないため、契約にかかる事務作業が大幅に効率化される点も挙げられます。また、韓国の労基法など関係法に反しない限りは、特約・付帯事項を加えることも可能です。また、前述の「大衆文化芸術産業発展法」の改正によって、2025年4月からは映画制作・配給において公的助成を受けようとする場合、「標準契約書の使用で公的助成を優先的に受けられる」ことが明文化され、標準契約書の法的効力が更に強化されます。

韓国映画界ではコロナ禍以降の観客数の減少、映画振興の財源となっていた映画チケット賦課金の徴収廃止（2025年1月 ※その後、1月16日に与野党が合意し、徴収は再度の法改正を経て復活する見込み）、映画祭への公的支援も削減されるなど、厳しい状況が続く一方、このような事務・契約面の制度整備が進み、ニュージーランドのクミュ・スタジオの撮影所建設による技術スタッフの需要増も見込まれています。

法・各種制度の整備による業界の健全化と、それと連動したグローバル化による雇用・仕事の確保。今後の韓国映画界を考える上での鍵になりそうです。



「大衆文化芸術産業発展法」における、「大衆文化芸術人」の定義

「演技、舞踊、演奏、歌唱、朗読、その他の芸能と関連した役務を提供する者、もしくはその意思を持って大衆文化芸術事業者と関連役務を行う契約を結んだ者」

「大衆文化芸術産業発展法」における、「大衆文化芸術事業者」の定義

「放送映像作品、映画、ビデオ作品、公演作品、音盤、音楽ファイル、音楽映像作品、音楽映像ファイル等の制作、大衆文化芸術人の役務の斡旋、企画、管理などを行う者」

専属契約を結ぶ「大衆文化芸術人」の契約方式

- 標準契約書 59.5%
- 標準契約書の一部改変 25.7%
- 独自の契約書 12.2%
- 契約書なし 2.7%

（※出典：「大衆文化芸術人実態調査結果報告書」P217~P218, 2023, 韓国コンテンツ振興院編〜2022年調査、専属契約がある者147名が回答）

【参考資料】

- 1) 国立国会図書館調査及び立法考査局 発行 「外国の立法」 2014年2月号内
- 【韓国】大衆文化芸術産業発展法の制定 筆：海外立法情報課 藤原 夏人 <https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2014/index.html>
- 2) KBSワールドラジオ・日本語放送「またしても“奴隷契約”か」(2023.6.6) https://world.kbs.co.kr/service/contents_view.htm?lang=j&board_seq=439896
- 3) 東洋経済新報オンライン「韓国人気アイドル「事務所提訴」なぜ頻発するのか」(2023.6.7) <https://toyokeizai.net/articles/-/677671>
- 4) 東亜日報(韓国・韓国語)「芸能事務所、1000か所あまりを全数調査 不適格業者の退出」(2012.5.10) <https://v.daum.net/v/20120510031908398>
- 5) NSP通信(韓国・韓国語)「芸能事務所の登録制転換…不適格業者の退出」(2014.9.30) <https://www.nspna.com/news/?mode=view&newsid=100934>
- 6) Kstyle(日本語)「韓国の芸能事務所が申告制から登録制に変更…違法業者の制裁に乗り出す」(2014.9.29) <https://kstyle.com/article.ksn?articleNo=2004630>
- 7) 大衆文化芸術産業発展法 全文(出所：法制処 国家法令情報センター、2024年12月1日閲覧) <https://www.law.go.kr/법령/대중문화예술산업발전법>

調査・執筆：大塚大輔(韓国語通訳翻訳)
尚、本調査結果は文化庁としての見解を示すものではありません。

大衆文化芸術人 放送出演標準契約書（俳優）	
映画作品などの制作事業を含む（例）……（以下、「放送性もしくは制作性」とする）を……（以下、「俳優」とする）および「俳優」の所属会社（例）……（以下「マネジメント社」とする。ただし「俳優」の所属会社がない場合には、関係なしとする）は、「放送性もしくは制作性」が制作する事業を……（例）……（以下、「プロダクション」とする）にかかわる出演契約を次のとおり締結する。	
ジャンル および 題名	(0000000), 計0000 00分/1回あたり
放送局/ 制作社	
放送予定日	2023年 00月 00日から 00 00時 00分
出演回数	回（予定）
出演料	専属契約 1回あたり 金 ウォン（税別） 準専属契約 1回あたり 00000に基ずる契約（税別）
支払方法	放送翌月 15日以内に支払 ※ 出演回数に超過を基準とするもの、編集過程によって変更した 契約書については無効とする。 ※ 上記の出演料について、専属契約の場合は一切の事務が済んだ 金額である。 ※ 専属契約の場合、上記の出演料と製作手配、交通費、宿泊費、食 費を専属組合などの団体協約に準拠し、支給する。 ※ 出演料の支払方法は、労働組合などの団体協約を基に、支給額 額を変更することができる。 ※ 放送後の自社制作や外注制作にかかわらず、出演料の未支給が た場合には、放送局から出演費に連帯保証するものとする。

本事業では、韓国映画界の契約事情を紹介するオンライン講座を実施しました。準備が整い次第、アーカイブ情報を公開します。

<https://jfpjproject.org/contract/>



「俳優のための契約レッスン」「配給・エージェントとの契約レッスン」
ガイドブックはいかがでしたか？

実際に契約を結ぶ際、不明点や不安があるときは、
契約書ひな型例、解説動画とともにぜひこのガイドブックを
思い出していただけると嬉しいです。
本事業でご紹介した内容をぜひ映画制作現場でもご活用ください！

特設 HP ページ

契約書ひな型例・ガイドブック・解説動画など、
役立つコンテンツをダウンロードできます。ぜひご活用ください！



<https://jfproject.org/contract/actor>



<https://jfproject.org/contract/distributor>

「俳優のための契約レッスン」 「配給・エージェントとの契約レッスン」 ガイドブック

発行日：2025年2月

主催：文化庁（令和6年度「芸術家等実務研修会」）

事務局・企画・運営：一般社団法人Japanese Film Project（担当：歌川達人、上原哲也、大塚大輔）

協力：一般社団法人日本映像職能連合（（協）日本映画監督協会、（協）日本映画撮影監督協会、
（協）日本映画・テレビ照明協会、（協）日本映画・テレビ録音協会、（協）日本映画・テレビ美術監督協会、
（協）日本映画・テレビ編集協会、（協）日本映画・テレビスクリプター協会、
（協）日本シナリオ作家協会、日本映画装飾協会）、日本映画大学

監修：長澤哲也（弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士）、
永井靖人（弁護士・波千鳥法律事務所 代表弁護士）

有識者：神林龍（労働経済学/武蔵大学経済学部教授）

イラスト：クラーク志織 | 全体デザイン：鈴木規子

韓国リサーチ：大塚大輔 | フランスリサーチ：林瑞絵 | 広報担当：ISO

